令和７年第２回知内町議会定例会

◎　招集年月日　　令和７年６月２３日（月）
◎　招集の場所　　知内町役場　議場
◎　開会日時　　令和７年６月２３日（月）　午前　９時４０分
◎　閉会日時　　令和７年６月２３日（月）　午後　４時４０分

◎　出席議員

１番	松井盛泰	６番	山田顕人
２番	花井泰子	７番	一之谷　駿
３番	笠松悦子	８番	野口久美子
４番	五十嵐捷爾	９番	木村　一
５番	吉田峰一	１０番	谷口康之

◎　会議録署名議員　　４番　五十嵐捷爾　　７番　一之谷　駿

◎　欠席議員　　なし

◎　地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫
副町長	大野　樹
総務課長	森永　茂
生活福祉課長	笠松さおり
保健センター長	（笠松さおり）
地域包括支援センター長	（笠松さおり）
税務会計課長	佐藤辰治
農業水産振興課長	南　一貴
商工林業振興課長	南　和敏
政策調整課長	三原知明
建設水道課長	澤田浩一
教育長	堂下則昭
教育委員会事務局長	長谷川将之
スポーツセンター長	（長谷川将之）
知内高等学校事務長	高田正志
学校給食センター長	（長谷川将之）
代表監査委員	木村和義

◎　本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	上野真吾
議事係	舘岡玄武

令和７年第２回知内町議会定例会議事日程

（第１号）　　令和７年６月２３日（月）午前９時４０分開議

日　程	議件番号	議　　件　　名
第　１		会議録署名議員の指名　４番、五十嵐捷爾君、７番、一之谷駿君
第　２	委員会報告第　１　号	議会運営委員会報告について（委員長報告）
第　３		会期の決定について
第　４		議長の諸報告
第　５		町長の行政報告
第　６		追跡質問
第　７		一般質問
第　８	報告第　１号	令和６年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について
第　９	承認第　１号	専決処分の承認を求めることについて
第１０	承認第　２号	専決処分の承認を求めることについて
第１１	承認第　３号	専決処分の承認を求めることについて
第１２	議案第　１号	令和７年度知内町一般会計補正予算（第３号）について
第１３	議案第　２号	令和７年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について
第１４	議案第　３号	令和７年度知内町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
第１５	議案第　４号	地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正について
第１６	議案第　５号	知内町職員定数条例等の一部改正について
第１７	議案第　６号	木質バイオマス事業振興基金条例の一部改正について
第１８	議案第　７号	知内町生活改善センター条例の一部改正について
第１９	議案第　８号	青少年交流センター涌元棟改修建築主体工事請負契約の締結について
第２０	議案第　９号	青少年交流センター涌元棟改修電気設備工事請負契約の締結について
第２１	議案第１０号	青少年交流センター涌元棟改修機械設備工事請負契約の締結について
第２２	議案第１１号	スポーツセンター長寿命化改修建築主体工事請負契約の締結について
第２３	議案第１２号	スポーツセンター長寿命化改修機械設備工事請負契約の締結について
第２４	議案第１３号	知内町大型バスの購入について
第２５	同意第　１号	固定資産評価審査委員会委員の選任ついて
第２６	選挙第　１号	知内町選挙管理委員会委員長及び補充員の選挙について

第２７	意見書案第１号	令和７年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
第２８	意見書案第２号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
第２９	意見書案第３号	義務教育費国庫負担制度の堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出について
第３０	意見書案第４号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について
第３１	意見書案第５号	消費税を緊急に引き下げることを求める意見書の提出について
第３２	意見書案第６号	戦後８０周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を表明することを求める意見書の提出について
第３３	意見書案第７号	安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政支援を求める意見書の提出について
第３４	意見書案第８号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施設策の充実・強化を求める意見書の提出について
第３５	意見書案第９号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書の提出について
第３６	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議　　長（谷口康之）

皆さん、おはようございます。

令和７年第２回定例会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

只今の出席議員数は、１０人です。

定足数に達しておりますので、令和７年第２回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議　　長（谷口康之）

日程第１、『会議録署名議員の指名』を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、４番、五十嵐捷爾君及び７番、一之谷駿君を指名します。

● 委員会報告第１号　議会運営委員会報告について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第２、委員会報告第１号『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る６月１７日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、笠松悦子君。

◎　委 員 長（笠松悦子）

委員会報告第１号、議会運営委員会報告について。

令和７年第２回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告致します。

令和７年６月２３日提出。知内町議会議長、谷口康之。

議会運営委員会報告書。

令和６年第２回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第７７条の規定により報告致します。

令和７年６月２３日提出。知内町議会運営委員会委員長、笠松悦子。

知内町議会議長、谷口康之殿。

記１、会議開催状況、開催日６月１７日。出席委員、笠松、吉田、山田、一之谷、木村、各委員であります。説明員なし。事務局、上野、舘岡。２、会期について。今定例会の会期は６月２３日（月）から２４日(火)までの２日間としたい。３、議事日程について。議事日程については、別紙配布のとおりであります。なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。４、付議案件について。付議案件は、委員会報告１件、諸報告１件、行政報告１件、一般質問３件、報告１件、承認３件、議案１３件、同意１件、選挙１件、意見書案９件、議長発議１件である。５、議長の諸報告・説明員の出席について。議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配布のとおりであります。以上であります。

◎　議　　長（谷口康之）

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長より報告があったように進めてまいります。

● 会期の決定について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第３、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から明日２４日までの２日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日２４日までの２日間に決定しまし

た。

● 議長の諸報告

◎ 議　　長（谷口康之）

次に日程第４、『議長の諸報告』を行います。

令和７年第４回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議　　長（谷口康之）

次に日程第５、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町　　長（西山和夫）

行政報告をさせて頂きます。まず１点目でありますが町葬の執行についてであります。去る５月１３日、長年にわたり本町の発展に多大なるご尽力をいただきました、知内町名誉町民であり元町長、脇本哲也様がご逝去されたことに伴い５月１９日、知内町中央公民館において、本町と脇本家の合同による町葬を執り行いました。

式では、故人と縁のある３名の方々から弔辞をいただき、在りし日のお姿を偲びました。

改めまして、長年のご苦労に感謝申し上げるとともに、安らかにお眠りくださいますようお祈り申し上げます。

なお、弔慰金の贈呈及び町葬の執行につきましては、知内町名誉町民条例施行規則第８条第２項の規定により議会の議決を経ることとされておりますが、５月１６日付けで専決処分をいたしましたので、本定例会に報告及び承認の提案をいたします。

次に渡島西部広域事務組合の動向についてであります。令和７年５月２０日、第１回臨時会が開催されております。

議案第１号は、財産（松前衛生センターごみ運搬車）の取得についてであります。契約金は７７２万８，４５９円であります。契約の相手はお目通し頂きたいと思います。

議案第２号、財産（松前消防署消防指令車）の取得について。契約金、７２２万７千円であります。

議案第３号、財産（福島消防署高規格救急自動車）の取得について。契約金、４，０７１万５，５４９円であります。

議案第４号、財産（知内消防署高規格救急自動車）の取得についてであります。契約金は、３，８４８万３，５０１円であります。

議案第５号は、渡島西部広域事務組合議会議員及び監査委員の報酬の改正に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

議案第６号は、令和７年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第１号）。歳入歳出それぞれ２９３万円を追加し、歳入歳出予算の総額を１８億４，４１６万９千円とするものであります。

議案第１号から議案第６号までは、原案可決、承認をされております。

次に町発注の建設工事現場で発生した労働災害についてであります。

令和７年５月２３日（金）午後３時２０分頃、町発注の「サンナス橋架替工事（護岸工）」の現場内で労働災害が発生し、残念ながら現場作業員１名がお亡くなりになりました。亡くなられた被害者の方におかれましては、町から心よりご冥福をお祈りすると共にご遺族、ご親族におかれましても心よりお悔やみ申し上げます。

現在、北海道警察や函館労働基準監督署等の関係機関と連携をし、事故の発生原因、内容等の調査中であり、今後、再発防止に向けて具体的な対策を講じさせて頂き、改善に取り組んでまいります。

すみません、渡島西部広域事務組合の動向について、議案第１号、財産（衛生センターごみ運搬車）の取得に訂正をさせて頂きます。

以上で報告を終わります。

◎　議　　長（谷口康之）

これで、行政報告を終わります。

●　追跡質問

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第６『追跡質問』を行います。

追跡質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

●　一般質問

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第７『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった者より行います。

発言を許します。

８番、野口久美子君。

◎　８　　番（野口久美子）

８番、野口です。一般質問、質問事項、家庭ゴミの収集方法について。

足腰が弱くなった高齢の方や、仕事子育てで忙しい共働き世帯が増え、家庭ゴミの戸別収

集を望む声は年々増加しています。

ゴミ収集は生活に直結し、一生続きます。住民福祉の観点から見てもごみステーションには違和感を感じる昨今です。孤独死すらわかりません。戸別収集なら発見できたのではないかと考えてしまいます。

昨年、家庭ゴミに関して一般質問があり町長の答弁の中で高齢者のゴミ出し実態把握を調査し、戸別収集の試験的実施を行ってきたとありましたが、検証結果を町長にお伺い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。現在、当町のゴミ収集は基本的にステーション収集で行っており、高齢化が進み、これまでにもゴミ出しが困難な方への対策が課題となっていたため、戸別収集についての検討を重ねてきました。

そして、町内会との協議によりゴミステーションの増設や燃やせるごみ袋２０ℓの導入、ゴミ出し困難者に限定した戸別収集を行ってきました。

現在、戸別収集を行っている世帯は１世帯に減っており、委託事業者に無償で対応してもらっていますが、登録しても家族が対応していたり、収集に行っても出すゴミが無いことがあると聞いております。

また、介護保険サービスとしてヘルパーさんが支援している方は６名おります。

７５歳以上を対象にした高齢者日常生活調査では、自分でゴミ出しをしているのは６２．０％で、いつかは必要な支援をゴミ出しと回答しているのは４５人（７．０％）でした。今後も、困難な高齢者に対しては早急に対応してまいります。

収集方法を戸別収集にすることで考えられるメリットは、排出者（ゴミを出す人）が明確になるため分別が徹底され、ゴミの減量化が図られること、ゴミ出しのルールやマナーが向上し、ゴミステーション周辺の住民の負担が軽減されること、高齢者や子育て世帯のゴミ出しの負担が軽減されることなどがあります。

一方で、各戸を巡回するため収集コストが増加し、ゴミ袋代金を含むゴミ収集のコストアップにより町民の負担が増えることになります。実際に戸別収集をしている近隣町では、塵芥収集委託料が当町の１．３倍から１．７ 倍で、収集については国道などの道幅の広い地域のみの戸別収集で、住宅密集地や奥まった家、車が侵入できない家については集積所を設けたり収集しやすいところまで持って来てもらっているとのことでした。

また、特に高齢者や不自由な方、子育て世帯においては、分別意識が向上することにより分別作業の手間が増えたり、各戸のゴミ箱の管理など負担が増える可能性があります。

その他にも、鳥獣対策が必要となることや、戸別収集では排出者が特定されるため不法投棄が増える可能性があります。道路が狭い地区や主要道路から遠い地区ではパッカー車が入り込めないため収集効率が低下する可能性もあります。

戸別収集をしている自治体住民からは、自分がどんなゴミを出しているか見られるのが嫌だ、収集作業員が敷地内に入るのが心配だという声も聞かれています。近隣住民との希薄化が進み、かえって孤立化する可能性も考えられます。ゴミステーションの整備は町内会にお願いしておりますが、これは、コミュニティ助成事業として補助しており、この事業は、地

域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する事業として行われています。

これらの状況を踏まえ、今すぐ戸別収集に切り替えるのは困難ではありますが、今後も困っている方や家庭に対しては、戸別収集で対応し、件数が増えるようであれば契約内容の変更などをして対応してまいりたいと考えております。以上であります。

◎　議　　長（谷口康之）

８番、野口君。

◎　８　　番（野口久美子）

ご丁寧な答弁ありがとうございます。いつもと変わっていないです。言ってやって頂いている人は良いですよ。でも体力的に無理しても自分でやっている方がほとんどです。今回は若い方の声の戸別収集を望む声が多かったのも事実です。ゴミは生活している以上死ぬまで続きます。戸別収集では排出者が特定され、不法投棄が増えるとは、ちょっと分からない答弁がありますが、つまり町ではやりたくない、変えたくない、面倒ということですか。一部のボランティアの方、町内役員の方、自発的に収集されないゴミを片付けて下さっている方、ありがとうございます。この方達におんぶに抱っこでやってもらい続けるんですか。次世代にそれを引き継ぐのですか。町長にお伺いいたします。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。現状では今戸別収集に切り替えるということは、困難だと思っています。いずれ、そういう状況がくるのか、また今の現状を続けているのか、これは議会とも今後議論していくことになるだろうと思います。ただ、議会からいろいろ言われている高齢者の対応策どうするか、なかなかゴミ出しステーションまで持っていけない、いろんな案件が提案されて今回そうした方々に対応するために、町独自で今試験的に行っているところであります。残念ながら需要が減っているということ。そしてあの家族で対応している、またはヘルパーさん６名が対応している状況の中で、それがそうした戸別収集を望んでいる方々が、今現状増えているかと言えば、そうでもないだろうということで、若い人達には今の形の中でゴミステーションに収集する、持っていってもらう、そういう考え方でこれからも進むことになるだろうと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

８番、野口君。

◎　８　　番（野口久美子）

町長が言っているのは、住民福祉の増進とか、そういうことも含まれてのこともあると思うんですが、地域に住む人々がより幸福に快適に生活できるよう自治体や関係機関が様々な施策を講じることが、やっぱり住民福祉だと思っているんですが、やっぱり今の時代ですね、昭和のままいつから始まったのか分かりませんが、皆知らないという人が多いんですが、ゴミステーションっていう。でも、もうやっぱり戸別に変えていくべきじゃないのかなと、やっぱり若い世代もそう思っています。一部の人のおんぶに抱っこされているのも事実ですし、やっぱりそこら辺は、もう本当に真面目に考えてもらわないと、町長真面目に考えて下さい。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

はい、常に真剣です。そういう意味で徳島県の上勝町いうところがあります。ゼロ・ウェイスト宣言をして、それは皆がゴミをステーションに持ち込もうという、分別も大変厳しい、４５分類だったかな、それくらいやっている町でありますし、そうした町も現実増えているのは間違えありません。そうした中で活動がどうして続くのか、意識が高いという事だけでなかなか続かないというのが現状であります。当然１箇所に集まるわけですから、めんどくさい、そんな声もきかれたということであります。住民一丸となってそれをやることによって行政のゴミにかかる費用が圧縮される。これもまた間違いないことで、そうしたことの活用の一歩の１つとして、くるくるサービス、リサイクル交換、持ち寄った物が使えるのであれば、誰でも持っていっていいよということによって、ゴミの資源化、減量化にもなりますし、もったいない精神で使えるものは使おうよという精神も宿るんだと思います。

更には、チリも積もればという感じで、チリ積ポイントサービスということで皆さんが協力してくれることによってその分財政負担が薄まるわけですよね。それをポイントとして還元しますよとか、いろんな取組みをされています。戸別収集が良いのか、集約して持ってきてもらうのが良いのか、それとも今町がやっているようにそれぞれ各町内会の単位の中で、ゴミの収集場所を設けているそういうやり方が良いのかっていうのは、なかなか正解というのは無いだろうと思っています。

ただ町とすれば今１億２千万円くらいのゴミにかかっています。処理処分するのにそれだけ高額な金額がかかって、渡島西部なり渡島クリーンセンターですね、そうした所にお願いをして処分して頂いているというのが現状であります。今ペットボトルだとかいろいろリサイクル製品も増えて、それなりの単価で売れる事もありますので、その分軽減にはなるんですけれどもなかなかそれらの中では、それを１億２千万円という高額な負担を圧縮することは、なかなか難しい。そういう意味ではそうした考え方も１つの考え方であるということは、間違いないだろうと思っています。戸別のゴミ収集をやる事で孤独死が発見できるかといえばそんなことにはならないだろうと思っていますので、その辺は理解をして頂いて、孤独死はまた別の考え、孤独死を無くするためには戸別収集というのも１つの提案としてアイデアだと思いますけれども、いろんな意味でどうすれば良いか、それぞれ考え方ありますのでそれと繋げるっていうのは私としてはどうなのかなという思いをしております。

◎　議　　長（谷口康之）

８番、野口君。

◎　８　　番（野口久美子）

町長はそう仰いますけど、やっぱり戸別収集じゃないと、この人ゴミ出していないっていうのは絶対分からない。不法投棄も多い。それは現実じゃないですか。

戸別にしたから減るかは分かりませんけれども、各家の所には投げていきませんよね。でも今の所は段々民家から離れた所になっていると思います。ゴミステーションは。ああいうのを見たらコミュニケーションの場ではないと思いますけど。孤独死と離して考えるとかって言われますけど、離せないんじゃないですかゴミは。生きてる限り出ますもん。そこら辺は離さないでくっ付けて考えて下さい。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

あくまでも孤独死と捉える、それに対する対応策っていうのはいろいろあるだろうと、その１つに戸別収集っていうのは間違いなく入ってきますと申し上げました。その中の１つの方法として考えられる。孤独死の案件については、別に考えないと重たい問題です。今言うようにゴミ出し、じゃあゴミ出し毎日高齢者がしているかと言えば、無いだろうと思っています。１週間に１回、若しくは３日４日に１回だとか、毎日に出している作業ではありません。新聞のように毎日高齢者にですね。毎日配達してもらうものがあれば、昨日入っていた新聞、また今日は２日分重なったという事になれば不信感を抱きますので、どうしたのかなっていう、それでいろいろ周りに相談してみたりという行動には繋がろうとは思いますけれども、ただごみ出しだけでは孤独死の発見には至らない。いろんな複合要素の中で考えていかないとなかなか難しい案件だろうという事であります。

◎　議　　長（谷口康之）

８番、野口君。

◎　８　　番（野口久美子）

だから、そこにゴミ出しも含めるんですよ。やっぱり今年金が大変で生活していくのが、大変で新聞とってないうちってたくさんあると思います。だから、全部を含めた中でそういうのもゴミ出しのことも全部含めて考えていかないと別個別個では駄目だと思いますけど。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

別にそれぞれ分けて考えているわけじゃありません。ただ孤独死という問題を考える時には、大きな課題がいっぱいあるだろうという中で、それを解消するための１つの手法として戸別収集は間違いなくあるだろうと。ただその前に我々もゴミ出しに困っている高齢者がいれば、町で行政として協力しますよ、そして事業者にも無償で協力して頂いている現状があるわけですよね。

そうした中でもなかなか町に提案が、私の所もお願いしますという件数が減っている状況にあれば、それなりの対応策っていうのが協力しあいながら、家族なりまたはご近所なり、またいろんなヘルパーなり、いろんな方々の協力を得ながらゴミ出しについては、それほど今のところは困っている案件ではないのかなという、ただ現実問題考えればそうした方々がいる。アンケート調査考えれば将来的にゴミ出しというのは、課題になってくるという高齢者が多いわけです。そして今一人暮らしの高齢者が１４５人いますので、そうした方々がどういう思いで今生活をしているのか、本当にゴミの負担っていうのは今現状で戸別収集があった方が良いという事であれば、取りあえず町が今制度でやっている戸別対応させて頂きますという案件に乗って頂いて、解消して頂くというのがまず今ある制度の中でやれることでありますので、それを活用してそれぞれ困っていることが有れば町に相談していただければ、戸別に事業者と協力しながら戸別にゴミの回収に伺いますということになるわけですから、それを活用していただければ有り難いのかなと思っています。

◎　議　　長（谷口康之）

８番、野口君。

◎　８　　番（野口久美子）

高齢の方は分かりました。若い方はどうしますか。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

行政で全て対応できるということが無いだろうと思っています。そういう意味では今我々はこれで、ずっと来たわけですよ。それを戸別収集にじゃあ変えようといった時に、財源だとかいろいろ考えた時にどうするか。これを議会といろいろ議論した中が最終的に議会の皆さんが町民を背負っているわけですし、自分も町民を背負っています。そうした中が意見交換をしながら、じゃあ今後その負担金はどうやって財政的に負担を軽減していくのか、いろんな議論の幅というのは出てくるだろうと思っています。ここでなかなかやってても深い所まで、なかなか突っ込めないという事情もありますので、そこは議会の中で所管でもそれらの中で対応して頂いて、我々との議論、町民との議論、議会カフェをやっていますので、我々も対話集会１年は空いています。やっていませんけれども、そうした中でそうした声が多く出てくるのであれば、財政的今こういう負担をしているんですよという、町民に見せながら理解してもらって最終的に町民がある意味戸別収集を選ぶということであれば、それは決断の時期がくるだろうと思っていますので、その辺はまたいろいろ議論を深めるためにも、いろんな場でいろんな意見を集約しながら、この課題にどう立ち向かっていけば良いのか議論をさせて頂ければ有難いなと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

８番、野口君。

◎　８　　番（野口久美子）

それでは、もしこれがいろんな町内会やいろんな年代、いろんな方から、いろんな意見同じではないかもしれませんけれども出てくると思います。やっぱりこれが一般質問に出るんですから。何回も今まで出てますし、やっぱり女性の目、或いは主婦の方とか、やっぱり生きてる限りずっとゴミはあるんですよね。だけどやっぱり頼りたくない。自分のことは自分でやりたい。やっぱり皆そう思っているはずです。だから若い方達もこれから先のこともあるし、やっぱりゴミ収集は戸別でっていうのは、私はやっぱり変えていかなきゃいけないと思いまから、そういうのはどんどん議論をやっぱりもっと重ねてやっていかなきゃないと思いますので、是非、町長議論する時とかは、真剣に本当に取り組んで頂きたいなと思いますし、よろしくお願いします。終わります。

◎　議　　長（谷口康之）

次に２番、花井泰子君。

◎　２　　番（花井泰子）

２番、花井です。小中学校のトイレへの生理用品の設置について質問を致します。

近年、児童・生徒を取り巻く生理に関する環境は大きく変化しています。「生理の貧困」という言葉も使われています。

また、生理そのものが大切なものであり人間の大事な根幹をなすこと、そして、人によっては体調を崩すことなどもあります。これを機に児童・生徒が共通認識を持てるよう学校での教育と指導が必要と考えます。

児童・生徒が安心して学校生活が送れるよう町内の小中学校のトイレに生理用品を設置するべきと考えます。教育長の所見をお伺いします。

◎　議　　長（谷口康之）

教育長。

◎　教 育 長（堂下則昭）

お答えさせて頂きます。ご質問の件について、本町の現状ですが、現在、小中高校ともに生理用品の取り扱いについては、トイレには設置せず、保健室で必要とする児童生徒に配布をしております。

これについては、小学校では低学年などへの何らかの影響を考慮し、また、中学校や高校では、そもそもの主旨として、経済的貧困が理由で生理用品を購入できない生徒への支援でありますので、トイレに設置しフリーで利用できる体制は好ましくないのではと判断しているところです。

また、実際の利用者頻度につきましても小中高ともに年間数名といったところでありますが、学校としましては、養護教員を中心として、生理用品の配布も含め、女子生徒の体調管理の相談などにも気を配りながら、気軽に保健室に来れる体制づくりを進め、児童生徒の安心した学校生活を継続して参ります。

◎　議　　長（谷口康之）

花井泰子君。

◎　２　　番（花井泰子）

今教育長にご答弁頂きました。私が今回の質問の答弁をお願いしたのは、２つであります。

１つは、トイレに生理用品を設置して頂きたいというのと、もう１つは学校での教育と指導が必要と考えると、この２つであります。教育長からはそこの所がご答弁ならなかったというふうに私は今思っていますが、生理用品を設置するということ、このことに関して学校では今までどのように、子ども達にその話をしてこられたのかと、そのことを先ずお伺いしたいというふうに思います。

◎　議　　長（谷口康之）

教育長。

◎　教 育 長（堂下則昭）

お答え致します。生理用品のトイレの設置につきましては、コロナ禍の中で話題になった所ではありますが、各学校で現状を把握しながら、そして児童、生徒に対する指導も含めましてどのような形が良いのかということを話あってきています。その中で小学校、特に低学年の子達にはこの生理に関しては指導を行っておりますし、中学生、高校生に関しましてもその件に関しましては伝えてあります。今の状況の中では貧困等の関係で生理用品が必要であるにも関わらず、手に入らないというような状況はないというふうに判断しております。

ただこの先、そのような状況があったり或いは相談ができにくい子どももいないとは限りません。そのような子達を学校全体でしっかりと把握しながら、その都度その都度柔軟に対応していくことが必要かと思いますし、対応していきたいと思っています。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

２番、花井泰子君。

◎　２　　番（花井泰子）

今答弁されたように経済的な負担でなかなか用意できないという家庭はそんなにないというふうに私も存じています。

私が質問したいと思ったのは、生理のことと同時に男女の性差の違いをやっぱり学校のいろんな面で子ども達に対話の中で話し合いをしながら、女性の月経というのは、人間にとっての基本であります。ですから、その事も含めて教育をやはり大切にしたいなということが１つありますし、経済的に生理用品を用意できないという方は無いと私も思いますけれども、高校生なら、例えば突発的なことはあまり成長の段階で見受けられません。ですけれども、小学生から中学生は突発的なことがまだ発達が未熟であります。ですから、「あっ、しまった、どうしよう」ということを助けたいというそういう思いで私はトイレに設置して欲しいという願いなんです。

ですから経済的にいっても町の予算の何千円かという、そういう単位の予算ではありますけれども、子ども達が本当に大事にされているなと思うようなそういうことをしてあげたいと私は思っていますが、そのことについては如何でしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

教育長。

◎　教 育 長（堂下則昭）

お答え致します。まず１点目、その件に関しまして、女子生徒だけでなく男子生徒にもしっかり理解して欲しいということですけども、現在の性教育につきましては、従前の指導とは相当異なりまして、その辺の指導はしっかりとしております。ですから自分の事として考えれるかどうかは別として、そういうふうな形で考えれるような指導をするということで、現場ではしているところです。

ただしそれでも小学生であれば、例えば女子であればいろいろな状況がありますので、その辺はプラスして指導しているところです。

そういう意味では何かあった時にということも当然指導していますし、その場で保健室に来るようにという事で、その場で自分だけで対処するのではなくて、養護教諭がしっかりと指導出来るような体制を整えています。中学生、高校生にしてみても用意できていない状況っていう当然出てくる可能性はありますが、その辺についても１番の大きなところは安心して保健室に行って養護の先生に相談できる、或いは生理用品をもらう事ができるということだろうと思います。ですから、トイレに置いておくということもメリットはありますが、そういう子ども達に対話を通してそのような形、そして家庭の環境も含めて把握できるとしたら、それも１つのメリットというふうに考えています。今後そのような形を見ながら、検討する必要があると思いますが、状況に対応してこれからも取り組んでいきたいというふうに考えています。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

花井泰子君。

◎　２　　番（花井泰子）

そうですね、確かに保健室に行ってもなんでも相談できるというそういう体制は当然大切です。しかし保健室に行くまでに間に合わない子はいるんじゃないでしょうか。トイレに行って初めて「あっ、しまった」という子が必ずいると思うんです。そういう子のために私はトイレに設置した方がいいんではないか思いなんですが、他市町村でも今そういう学校が、

渡島はちょっと分かりませんが、私の知っている所ではあります。例えば中学校からは、「ああ良かった、助かった」ってそういう声が聞かれるという他の議員からも聞いております。

ですから、生理用品をトイレに置くという事で、もしかしたら低学年はあの何だろう、１、２年生は

何だろうかなっていうかもしれないし、それから教育一貫でいろいろと指導はされているというふうには仰いましたけれども、３、４年生、５、６年生になるとやっぱりいろんな面で、ああそうだなというふうなことに私はなるし、これを機会にやはりもっともっと女性の人権って言ったらちょっと大げさなんですが、とても大切なものだということを本当に男性も、男性っていうか、小学生の上学年ですか、それから中学生、高校生になるとまた別な意味で話し合いもあるというふうに思うんですが、そういう事ではとても大切な機会になるんではないかというふうに私は思うんです。

ですから、これは知内の子ども達にとっての、先程、ゴミの問題も出ましたけれども、メリットのあるとても良い私は良いことだなというふうに思うんです。予算もほんの少ししかかからない。しかし、子ども達には安心してもらえる。やはりそこに踏み出すべきだというふうに思うんですが、もう１度お聞かせ下さい。

◎　議　　長（谷口康之）

教育長。

◎　教 育 長（堂下則昭）

お答えさせて頂きます。そのような状況もあると考えることは当然ありますので、今後、小学校、中学校、高校といろいろと状況を把握しながら、検討していくというふうに考えております。そして、もしそれができるとしたら両面でプラスの形をとっていこうというふうに思っています。

まずは現場と相談させていただければなと思います。決してそれを否定するものではございません。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

２番、花井泰子君。

◎　２　　番（花井泰子）

ありがとうございます。ちょっとこの生理の問題っていうのはなかなか取り上げづらい中身なんですね。特に日本というのは体質的にそういうのが、あまりざっくばらんに会話の中に出てくるようなものではないというふうな歴史があります。しかし、これは突破しなければならないというふうに私は思っています。ですから女性も男性も本当にお互いを思いやってそういう生活が出来る、まずトイレに生理用品をおいて欲しいという願いから、そういう知内町になれば良いなというふうに思っています。質問を終わります。

◎　議　　長（谷口康之）

次に７番、一之谷駿君。

◎　７　　番（一之谷駿）

７番、一之谷駿です。質問致します。質問事項、これまでの少子化対策・子育て支援の現状と今後の方向性について。

趣旨としましては、現在、知内町の出生数は２０００年から現在までで２００４年の５７人をピークに減少傾向となっています。国や道も少子化対策に力を入れていますが、町とし

ても独自の経済的支援や妊娠出産支援、教育環境の整備、婚活イベントなど実施していると思います。

これまで取り組んできた施策の成果をどのように評価されていますか。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

お答えをさせて頂きます。ご指摘のとおり、知内町における出生数は２００４年の５７人をピークに、以降は全国的な少子化傾向と同様に年々減少している状況にあります。少子化の背景と致しましては、人口減少に加えて高齢化が進行しているほか、経済的な負担や結婚・出産に対する価値観の多様化があるものと理解しております。

町としましては、少子化への対応は地域の持続性を支える極めて重要な課題として認識しておりますので、これまでも幼保連携型の認定こども園の整備や保育料の無償化、また、子育て支援金の交付や教育費無償化などの各種施策を進めてきたほか、子育て包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない子ども・子育て支援体制を整備してまいりました。

ご質問の評価という点につきましては、現在の人口減少等の状況を踏まえますと、単に出生数で評価するのではなく、子育て環境や町の支援に対する保護者の皆様の満足度が指標になるものと考えております。

この満足度についてでありますが、２０１９年と２０２４年に町がアンケート調査を実施しておりまして、この５年間で大きく満足度が上昇しております。

少し詳しくお話ししますが、アンケートは５段階、満足を５点、どちらかといえば満足を４点、どちらともいえないを３点、どちらかといえば不満を２点、不満を１点として計算しますと、就学前児童では、２０１９年調査では２．６８ポイントでありましたけれども、２０２４年調査では３．５８ポイントとなっており、０．９ポイントの上昇をしているところでもあります。小学生では、２０１９年調査では２．９７ ポイントでありましたが、２０２４年調査では３．５８ポイントとなっており、０．６１ポイントの上昇と、いずれも大幅に上昇しておりますので、これまで推進してきた各種施策が保護者の皆さんに浸透してきたものと考えております。

今後もこうした施策を継続して参りますとともに、認定こども園における待機児童ゼロや、知内高校の二間口維持対策などをしっかりと進めてまいる考えでありますが、一方で、少子化は町単独で解決できる問題ではなく、引き続き国・道の支援も活用しながら、地域全体で子育てを支える環境づくりを強化していく必要があると考えております。

今後も効果的な施策の見直し・強化を行いながら、若い世代が安心して結婚・出産・子育てできるまちづくりを目指してまいりたいと思います。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

７番、一之谷駿君。

◎　７　　番（一之谷駿）

やっぱりこの少子化というのは、凄く今大変な問題になっていると思います。なかなかここの問題解決というのは、国も道も、町も一生懸命やっていてもなかなか進んでいかないというのは十分承知しております。やっぱり子どもがいないと町としては持続は難しい。ただ

産んで下さい、産んで下さいというのも、またちょっと違うのかなと思って、産みたいけど何かしらの理由があって、産めないのであればそこはやっぱり支援の必要が有るのかなというふうに認識でいます。

今回このアンケートを取った結果ですね、最高３．５８ポイント両方ともなっておりまして、徐々に上がってきているのかなと思いますが、やっぱり５段階評価で考えると若干低いのかなという気が個人的にしてしまいます。どこのレビューを見てもやっぱり４点どれくらいになると良いねとなると思うんですよね。

ここ、なんでこんなに低いのかなってちょっと僕なりに考えたんですけど、比較対象できないっていうのもひとつあるのかなというのが、実は知内町結構いろんな政策していると思うんですよね、子育てに対して手厚いなと僕の意見としてあるんです。ただこの評価のポイントを見ると足りていないのかなという気はしてしまうんですよね。そこのアピールが出来ているのか、ちょっと気になる所ではあります。このアピールどうでしょう。アピールポイント足りてますかね。どういうふうに今後満足してもらえように、他と比較するじゃないですけど何か施策の考えっていうのはありますか。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

アンケート調査で数字的には高いと思っているんですけども、そういう評価を頂いたっていうのは現実、保護者にも受け入れて頂いている、浸透している状況なのかなと思います。ただ、全国的にどう考えていくか、この少子化がなかなか歯止めがかかりませんし、毎年知内でも人口１００人前後減っていくような状況の中で、本当にこれで良いのか、まして今出生数、全国的には１．２１、北海道も１．０１という状況、知内町については１．２５という数字がありますけれども、ただ今現実考えれば、去年で１３名から１４名、今年は１０名を割りそうだというそんな前後の状況にあります。

そうした意味で、数字的にはある程度浸透を受け入れてもらっているんだろうなと思うけれども、じゃあ根本的に何処が原因で少子化になっているのか、そして出会いから結婚・出産というストーリーの中で、自分達、町全体の思いで活動していますけれども、なかなかその出会いも恵まれたカップルが生まれていないっていうのも現状でありますし、そうした影響も当然、出会いが無ければ当然、結婚・出産に至りませんので、そうした状況もこれから強化していくべきところなんだろうなと思いますけれども、なかなか本音言えば、効果が見えないというのが今現状だろうと思っています。ただ全国的にそういう状況で道なり、国なりが今いろんな施策を打って出ようとしております。その１つに給食費の無償化、次年度は小学生という話がありますけれども、我々とすればもう既にやっている。

ただ一方で東京都はガンガンやってくるわけですよね、財政が潤沢にあるものですから。そういう意味で地域のサービス化ということで、一生懸命末端の自治体が頑張っている、ただ東京都もやりだす、他の自治体もやりだすということになれば、どうしても比較が出てしまえば地方のなかなか評価されないそんな所も出てくるんだろうなと思っています。ただそれに負けずとして、給食費もし次年度国でやるということであれば、その財源を活用するその一手に何が有るのかということも含めて、検討していく材料にはなってくるのかと思ってます。ただ函館いろいろアンケート調査して報道等にも載っていますけれども、なかなか函

館を選んでもらえないという状況もあります。そうした意味で一生懸命市長も動いている状況でありますけれども、じゃあどの部分が若者の魅力に繋がっていかないのか、その辺も含めてこれからどんどんどんどん広域の中でも議論は進んでくるだろうと思っています。ただ今我々がやることは、今の状況の中でやれる事は目いっぱいやる、これしか言いようがないのかな、それを保護者も全体若い人達も受け入れてもらえる、そんな環境を少しでも前進するような行動をとっていく、行動しなければ何も変わらないというのが大前提でありますので、そういう意味では皆さんからいろいろ刺激を受けて、まず行動する。その行動とはいろいろ見せ方、施策的なものもいろいろあるだろうと思いますので、そうした工夫をしながら、これから行動に繋げて良ければと感じております。

◎　議　　長（谷口康之）

７番、一之谷君。

◎　７　　番（一之谷駿）

ありがとうございます。町長、沢山お話を頂いたのでちょっと何を返そうか、どこから返そうか悩む所ではあるんですけれども、やっぱりですね、都会の方はいろんな施策していると思っています。でも知内もそれに負けないくらいやっているのかなと思います。

例えば、有名な町ですと５つの無償化とかと言って、子育てに凄く、出生数も増えていますよとかってやっている所あると思うんですけど、知内も結構似たような事やってはいるんですね。ただそこの浸透がどれくらいできているのかなと、ちょっと疑問でもあります。やっぱり支援は凄い手厚いのかなとは思うんですけども、第２子、第３子出てくると、昔は家族全体でとか地域全体で子どもを育てる、何か面倒を見る、何かあったら隣の人が見てくれるとか、そんなことがあったと思うんですけども、やっぱり今の状況を見るとそこはなかなか難しいところかなというふうに思っています。核家族化が進んでいて頼れる人がなかなかいない。相談窓口とかを作ってもらってるとは思うんですけど、現実的に熱が出たからちょっと見ててとかっていうシーンが、なかなかそこは出来ていないのかなというふうに個人的に思っていまして、１つ提案なんですけども、１日１時間でも家事代行のようなサービス、子どもを見て頂く、町がそれをちょっと金銭的な支援をしてもらうという、そういうことも何か出来るのかなと思っているんですよね。やっぱり仕事、夫婦共働きが基本になっていると思います。夫婦ともに仕事をして家に帰ってくる前に大体５時に仕事を終えます、買い物します。６時家に帰って料理します、ご飯作りますってなったら大体７時とかになっちゃうと思うんですよね。そこから子どものご飯食べさせて、風呂に入れて、寝かしつけてというとなかなか８時、９時に寝るのは難しくて、１０時、１１時になってしまうみたいな環境があると思うんですよね。そういう大変な思いを皆しているんじゃないかと。やっぱりそういうのが浸透しているじゃないですか。子育てって大変だ、大変だみたいな。そうなると、じゃあ子どもを産みましょうっては、なれないですよね。現実的に産めないっていう人が、僕が聞いている限り多かったかなという印象なんですよね。そういう実務的な支援何か今後やっていく予定があるか、１日１時間でも何か家事代行のようなこと等あるのかなとちょっとお聞きしたいです。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

海外で少子化に取り組んでいるフランスあります。その事例の中で産めば産むほど有利なシステムということで、最終的には学費や教育費にお金がかかるから子どもを産まないという考え方はほとんど存在しない。その内容の中に今言うようなヘルパー支援だとか、いろいろ家族支援だとか出産費用の支援だとか、いろいろ出てくるんですけども、正しく今言われた何時間でも家事代行して頂けるというか、そういうのも入っているんですね、だから全体の流れでこれからどうしていくか見ていかなきゃならない。ただ冒頭返答させて頂いたように我々だけでは、なかなかそこに辿りつかないのが現状。やっぱり国なり、道がこれからも抜本的な改革としてこの少子化対策どうするかという、それを本気度を見せてもらわないとなかなか結果には繋がらない。ポイント、ポイントでは確かにいろいろ施策はうっているんですけども、全体の事を考えないと、なかなかうまくいかない。

そういう雇用もそうです。物価高騰の中でなかなか地方は賃金アップ、ベースアップされないという状況の中で共稼ぎをしている状況の中で言われるように、なかなか自分達でも子育てしながらというのは、家事も厳しいという中でサポートだとか、そうしたところに繋がるような賃金ベースアップが出来れば、１番良い事なのかなと思ってます。

今初任給３０万円だとか４０万円ってやっていますけれども、本当に３０万、３０万夫婦で稼いでそれを子育てに使う、投資する、未来の不安、子ども達が大きくなった時、何処まで我々が支えられるだろうというそんな不安の中で、どうしても２人、３人育てたいけれど１人が手一杯なんだろうなというそういう状況もあるんだろうと思いますので、そうした意味では、国の力を借りて全体の中でどうするか、そこにもっと財政投資して変えていこうという、新たなそんな動きが見えない限り、我々は一生懸命とりあえず、最終末端の自治体ですので、やれることは一生懸命やります。

今言われた提案も今後可能なのか、そうした状況を踏まえていろいろ検討していくことになると思いますけれども、その時にはいろいろ議員さんの方からも施策点があれば、我々も議論の対象としてどうそれを活用して活かしていくかということに、踏む込んだ議論が出来ていければ有難いなと感じています。

◎　議　　長（谷口康之）

７番、一之谷君。

◎　７　　番（一之谷駿）

検討して頂けるという事で、とても喜ばしいかと思います。これやっぱり家事代行というのは、例えば最初子育て支援に向けてとやっていいと思うんですけども、将来的には高齢者のヘルパーみたいな形で行ってもらうという事も繋がるのかなと思うので、子育てだけじゃなくて、町全体にも最終的に波及していくし、家事の代行をしてもらうっていうのは、仕事にそれだけ集中する時間が増えたりとか、子どもとの接触する時間が増えるじゃないですか、例えば、１時間料理してもらってる間に子どもの勉強を親が一緒に見るとか、そういう事にも繋がっていくと思うので、結構良い施策だなと思うし、やっている地域もあるのでひとつ試験的にでも導入するのは良いのかなというふうに思っております。

あとは、家に来てほしくないという人もいらっしゃると思いますので、そういう方にじゃあどういうこと出来るかなと思ったら、やっぱり親子の交流ができる食堂みたいなのがあってもそれもまたひとつ良いのかなというふうに思いますけども、町でその辺検討した経緯とか、もしあればお聞かせ願えればと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。今のですね、こども食堂の件だと思うんですが、その件について１度社会福祉協議会と協議はさせてもらっています。担い手がなかなか難しいなっていうのと対象者がどのくらい実際いるんだろうという所で実施に至らなかったという経過があります。

ただ学童保育の中で調理実習をしたりとか、その時はそういうふうに過ごしたということがあります。

あと、先程議員仰ってた家事代行の件につきましても、社会福祉協議会とファミリーサポートセンター事業の件ですとかも、実際検討してきたところなんですが、どちらの方も担い手がなかなか見つからない状況がありまして、ただこれはやっぱり希望しているご家庭も増えていますので、安心した子育てに向けてという所で今後も引き続き担い手を探しながら、検討していきたい課題ではあります。

◎　議　　長（谷口康之）

７番、一之谷駿君。

◎　７　　番（一之谷駿）

ありがとうございます。やっぱり子育てを応援したい方結構いらっしゃると思うんですよね。なので探し方とあとはお給料とかその辺の所しっかり整備できたら、見つかるんじゃないかなというふうに個人的には思っていますので、私も頑張って探しますのでその辺あればよろしくお願いしますということで、やって頂ければなと思います。

あとこれも提案なんですけども、コインランドリー設置して欲しいとかそういうこともあったりとかそういうこともありますということで、紹介させていただきます。

あとは遊び場ですね、遊び場がやっぱりいつも出てると思うんですけども、この辺も恐らく道の駅が今後作るか分からないですけど、一緒に作るのかなとは思うんですけども、ここも検討して欲しいし、今例えばすぐ出来るかどうか分からないですけど、山、川があります。自然も凄くいっぱいあるのでジップラインとか、そういうような屋外で遊べるジップラインですね、ワイヤーを木から木に通して滑っていったりとか、橋を渡っていくとか、そういうような遊びとかも出来るんじゃないかなというふうに思っています。

あとはそうですね、町の利便性の問題が凄くこの出生率に僕はかかっているんじゃないかなと思うんですよね。やっぱり経済的な支援は結構している、けど子どもの数が増えないとか、満足度が低くはないんですけどそういう状況、ただ町側の利便性、交通の便だったりとか遊ぶ所とか、そういう所が満足度にも大きく影響してくるんじゃないかなと思っていて、知内って住んだら凄く良い場所じゃないですか、支援も。ただ働く場所がっていう声も凄く多くて、知内に住んでもらいながら働く場所って言ったら、北斗市だとか函館市になるんじゃないかなと思うんですけども、知内に住みながら、北斗、函館で働く人の支援をしてあげるとかそういうのもあっても良いなかなというふうに思いますが、如何でしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

いろいろご意見を頂きました。コインランドリーについては、１度事業者が相談に訪れま

して、いろいろ検討した経過あります。ただなかなか木古内もあるという状況の中で踏み込んだ議論にはなりませんでした。結果的には出来なかったんですけど、ただ今言われるように遊び場も含めて道の駅構想どうなるか、これからどんどんどんどん加速するのか、また時間ちょっとかかるのか、そういう状況の中で全体を見ていろいろ議論しなければならないのかなというディープラーニングですか、ムササビのように、これも中学生議会の中で一般質問に出てた案件であります。そうした子ども達は子ども達の、そして若い人達は若い人達の集まる環境というか、そういったものがあれば良いねというのはいろいろ伺っているところなんですけども、それがあちこちに点在するようであれば、なかなか効率性、知内町に来て頂いたらそこを拠点にいろんなレジャーにも繋がるという、そんな拠点づくりをしなければなかなか難しい所もあるので、全体構想の中で考えていければなという思いです。

残念ながら交通に関しては、小谷石線が廃止になり、ＪＲは昭和６３年に廃止以来、函館バスさんに担って頂いているんですけども、なかなか今人口減少、利用客の減少のなかで会社自体もなかなか厳しい状況。

じゃあ行政として何が出来るかということで、今振興局を拠点にいろいろと事業者と我々のやれることを含めて、今議論している所なんですけども、やっぱり交通の便が良くなければ、やはり高齢者にとっては、なかなか不便なところがあるのかなと、病気をすればどうしても大きい病気になってしまえば函館まで通院だとか、そういう状況も出てきますので、そういう意味ではなかなか難しいところもあるんだろうと、それをどうやって解決する。せめて今のラインを存続するために持続可能な町づくりのためにも、交通機関というのは大変重要な要素になってくるだろうと思っていますので、そこはしっかりこれからも対応していきたいなと思っております。

最終的には雇用の場、今一生懸命事業者頑張って盛り上げてきて頂いております。ただあくまでも自分の思いなんですけども、日本全体を考えた時に本当に心豊かに若者は暮らしているんだろうかという、都会に出るという事は自分達もそうでしたけれども、憧れがありますので、じゃあその中で本当に自分が選択した稼ぐ場所、例えば、東京近郊を含めて、ここがベストなのかといえば、自分はですよ、あくまでも自分は、もう若者がそれに拒否反応を示している時代になってくるのかな、いろんな意味でライフワーク変わってきましたし、ＩＯＴ、ＩＣＴ、ＡＩそれぞれを活用した中で遠距離からでも仕事が出来る環境、これを作れば田舎で楽しく農作業しながら、家族、子ども達と自然を楽しんで稼ぐだとか、環境が生まれてくる、まして農業者見ても一生懸命稼いで子ども達がまた帰ってくる環境、それは親父の背中、家族の背中を見せながら、そうした環境も生まれてるんだろうと思いますし、そういう方々だけ、どうのこうのとは言いませんけれども、ただ地方には豊かさを感じられるそういう大自然の中で、過ごせる環境がありますので、そういう意味では雇用の場っていうのは大変重要な選択肢の一つになってくる。ただいろんな事業者がいて農家もある、そんな中でいろんな今のようなライフワークの活用をしながら、自分達が選ぶ、これも地方に選んで欲しいなという１つの自分の思いなんですけどもそうした思いもありますので、これからいろいろ変わってくる、何処にアンテナを張ってそういう情報を集まるか、それも大変重要なことになりますので、そうした若者が何処にいるかも含めて、これから探究しながら活動に繋がるように内部で一生懸命取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

７番、一之谷駿君。

◎　７　　番（一之谷駿）

ありがとうございます。挙げたアイデア是非検討してもらえれば、人がいない、だから出来ないというわけにもなかなかいかなくなってくると思うので、帰ってきやすい環境を今一生懸命皆で作っていると思うんですけども、そこもやっぱりアピールと環境整備ときっとどんどん人も増えてくるだろうし、働き手も増えてくると思うので良い好循環が生まれてくると思うので、人はいないとか国はもう世の中こういう流れだからで終わらせないようにしたいなと思いますので、是非皆でやっていきましょうということで、よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

これで、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩致します。

再開は、１１時１０分です。

（休憩　午前１０時５３分）

（再開　午前１１時１０分）

◎　議　　長（谷口康之）

休憩を取り消し、会議を再開したいと思います。

只今町長から、本定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申出がありました。

これを許します。

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

議員の皆様には大変お忙しい中、令和７年第２回知内町議会定例会にご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

今議会に上程させて頂いておりますのは、報告１件、承認３件、議案１３件、同意１件であります。

報告第１号、令和６年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越については、２款総務費の戸籍更新事業から９款消防費の渡島西部広域事務組合負担金までの６件で繰越総額９，６５５万５千円、一般財源は３，４３０万７千円を令和７年度に繰越しましたので、報告致します。

承認第１号の専決処分の承認を求めることについては、知内町名誉町民（故）脇本哲也氏の死去に伴う待遇を地方自治法第１７９条第１項の規定により、５月１６日付で専決したものであります。

承認第２号の専決処分の承認を求めることについては、令和７年度知内町一般会計補正予算について地方自治法第１７９条第１項の規定により、５月１６日付で専決したものであります。

補正予算（第２号）として、歳入歳出それぞれ５３７万５千円を追加し、総額を６３億８，０５２万円とするものであります。補正の内容は知内町名誉町民脇本哲也氏の死去に伴う待遇及び町葬にかかる費用を追加したものであります。

承認第３号の専決処分の承認を求めることについては、令和７年度知内町一般会計補正予算について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、６月１８日付で専決したものであ

ります。補正予算（第３号）として既定の歳入歳出予算、総額６３億８，０５２万円は変更ありません。補正の内容は知内駅前簡易郵便局委託料を賃貸料及び職員等給与費に変更して一時閉鎖を解除するための措置であります。

議案第１号の令和７年度知内町一般会計補正予算（第４号）については、歳入歳出それぞれ２億４，０８９万８千円を追加し、総額を６６億２，１４１万８千円とするものであります。補正の主な内容は、９款消防費の知内消防署庁舎改築工事の実施設計等委託料に９，９００万円の追加が主なものであります。

議案第２号の令和７年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）については、歳入歳出それぞれ１６万５千円を減額し、総額を５億８，４６６万３千円とするものであります。補正の内容は、総合行政システム利用料の減額によるものであります。

議案第３号の令和７年度知内町介護保険特別会計補正予算（第１号）については、歳入歳出それぞれ３万円を追加し、総額を５億２，９６１万４千円とするものであります。補正の内容は、保険料還付金に不足が見込まれることから追加するものであります。

議案第４号の地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正については、日額報酬とする者に知内高校魅力化推進協議会委員を追加するものであります。

議案第５号の知内町職員定数条例等の一部改正については、管理職員に統括監を追加し、また管理職支給率について、１００分の２０を超えない範囲内に改めるものであります。

議案第６号の知内町木質バイオマス事業振興基金条例の一部改正については、積立金に森林環境譲与税を追加するものであります。

議案第７号の知内町生活改善センター条例の一部改正については、湯の里生活改善センターを削除するものであります。

議案第８号の青少年交流センター涌元棟改修建築主体工事請負契約の締結から、議案第１２号のスポーツセンター長寿命化改修機械設備工事請負契約の締結についてまでは、知内町工事請負条例第２条第２項の規定に基づく指名競争入札に付したことから、それぞれ請負契約を締結したいので議会の議決を求めるものであります。

議案第１３号は、知内町大型バスの購入についてでありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する規定により、議会の議決を求めるものであります。

同意第１号の固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員が６月３０日で任期満了となることから、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案の内容につきましては、担当課長の方から説明をさせて頂きますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを致します。

●　報告第１号　令和６年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越ついて

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第８、報告第１号、『令和６年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
総務課長。
◎　総務課長（森永　茂）
議案の３ページをお開き願います。
報告第１号、令和６年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について。
地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、令和６年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について別紙のとおり報告する。次に４ページです。
令和６年度知内町一般会計繰越明許費繰越計算書になります。３月６日開会の第１回定例会及び３月２５日開会の第３回臨時会において、繰越の議決を頂きました、２款総務費、３項戸籍住民登録費、戸籍更新事業他５件の工事等について、合計で９，６５５万５千円を繰り越しましたのでご報告します。
以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。
◎　議　　長（谷口康之）
この案件について、質疑があれば特に許したいと思いますが、質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
ないようですので、報告第１号はこれで終わります。

●　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて

◎　議　　長（谷口康之）
次に日程第９、承認第１号、『専決処分の承認を求めることについて』を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
総務課長。
◎　総務課長（森永　茂）
議案の５ページをお開き願います。承認第１号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第１７９条第１項の規定によって別紙のとおり専決したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。
次に６ページです。専決処分書。知内町名誉町民の死去に伴う待遇について、議決の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法１７９条第１項の規定により、次のとおり専決する。
故人となられました脇本哲也氏につきましては、長年にわたり、知内町の発展と地方自治の振興に多大な貢献をされました。そのご功績に敬意を表し、次の待遇をするものでございます。
１として、知内町町葬をもって遇する。２として弔慰金３００万円を贈る。尚、専決処分の日は令和７年５月１６日です。
以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。
◎　議　　長（谷口康之）
説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ございませんでしょうか。

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

非常に申し上げづらいところではあるんですけども、知内町名誉町民条例施行規則第８条第２項の規定によりという所で、（１）の方に弔慰金を送るということになっております。ただ金額までは載っていません。この辺の金額の設定ってどういう形で設定されたのか、お知らせ願います。

◎　議　　長（谷口康之）

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

ご説明致します。以前ですね、町葬実施、平成１２年１０月２日故大野重樹町長名誉町民様が亡くなられた時の弔慰金が２００万円でした。その時議会の中でも、２００万円どうなんだという議論があったんですが、やはりそれから年数を経ている事、この２００万円と同じ額でどうなんだろうという庁舎内議論ありました。そこで３００万円という数字が適当ではないかということで今回提案させて頂いております。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

前例から１００万円上げたということで、時代も時代だということだと思うんですけども、もうひと方名誉町民います。その方的にも同じような形になるのかなというふうには思うんですけども、その辺りお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

私の方から説明したいと思いますけれども、まだ具体的には今後の話だと思いますけれども、現時点では同じという事になるのか、町葬というわけには、なかなかいきづらいのかなというふうに思っています。

ですから、弔慰金の方で考えなきゃいけない事案かなと思っておりますけれども、今の時点ではちょっと３００万円を基本にしながら考えていきたいと、私も考える時間がもうないんですけども、残った人達に引き継いでいきたいというふうに思っております。

◎　６　　番（山田顕人）

分かりました。

◎　議　　長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、承認第１号を採決します。

本案は報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

● 承認第２号　専決処分の承認を求めることについて

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１０、承認第２号、『専決処分の承認を求めることについて』『令和７年度知内町一般会計補正予算（第２号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

議案７ページをお開き願います。承認第２号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定によって別紙のとおり専決したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次に８ページです。専決処分書。令和７年度知内町一般会計について、予算補正の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕が無いので、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決する。

記、令和７年度知内町一般会計補正予算（第２号）について。

令和７年度知内町一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５３７万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６３億８，０５２万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

尚、専決処分の日は、令和７年５月１６日で今回の専決処分は、承認第１号でも説明させて頂きましたとおり、知内町名誉町民故脇本哲也氏の死去に伴う、町葬の執行及び弔慰金の奉呈について対応した補正予算です。

慣例により歳出から説明しますので、１２ページをお開き願います。

２款総務費、１項総務管理費、１１目自治振興費に５３７万５千円を追加し、３億３，８９６万１千円とするものです。７節報償費に弔慰金として３００万円の追加と７節報償費から１１節役務費まで町葬を執り行う経費として祭壇費用、写真現像代、新聞広告料等を追加補正するものです。

次に歳入について説明しますので、１１ページをお開き願います。

１０款１項１目地方交付税に５３７万５千円を追加し、２０億５，２１７万円とするものです。これは只今説明した歳出に対応して追加補正するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出等一括質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、承認第２号を採決します。

本案は報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

● 承認第３号　専決処分の承認を求めることについて

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１１、承認第３号、『専決処分の承認を求めることについて』『令和７年度知内町一般会計補正予算（第３号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

議案１３ページをお開き願います。承認第３号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定によって別紙のとおり専決したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次に１４ページです。専決処分書。令和７年度知内町一般会計について、予算補正の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕が無いので、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決する。

記、令和７年度知内町一般会計補正予算（第３号）について。

令和７年度知内町一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６３億８，０５２万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

尚、専決処分の日は、令和７年６月１８日で、今回の専決処分は６月６日付で一時閉鎖となった知内駅前簡易郵便局について指摘事項を是正し、早期再開に向けて対応するための補正予算です。これは日本郵便と当町が契約締結している知内駅前簡易郵便局の「郵便窓口業務等再委託契約」に関して、これまで当町における運用が契約条項に反する「再委託の禁止」にあたるとの指摘を日本郵便から受けており、最終的に今月５日の連絡があり、翌６日から同郵便局を一時閉鎖しております。

閉鎖の期間中、住民の皆様にご心配、ご不便をおかけし、またそこで働く事務取扱者の皆様にご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ありません。

当町としましては、早期再開に向けて日本郵便及び簡易郵便局の事務取扱者との協議を進め、１、事務取扱者等について会計年度任用職員として任用し、２、現在、事務取扱者が保有

する建物及び設備について、町が有償で賃貸借することにより再委託に禁止の状況が解消されるとの見解を受けて、早期の会計年度職員としての任用及び賃貸借契約をするための補正予算について、６月１８日付で専決処分させて頂いております。専決処分を受けて直ちに６月１８日からの会計年度任用職員としての任用、６月１８日付で建物及び設備の賃貸借契約を締結し、その旨日本郵便に報告、日本郵便から更に総務省に報告した結果その対応が認められ、知内駅前簡易郵便局は２０日金曜日から営業を再開しております。

議案の説明です。今回歳入の補正はありません。歳出の説明をしますので１７ページをお開き願います。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費から２４６万４千円を減額し、２億６２６万３千円とするものです。１２節委託料の知内駅前簡易郵便局業務委託料について、６月１８日以降の知内駅前簡易郵便局の職員人件費と建物・設備等賃貸借料に充てるための予算に組換えするため、３５９万６千円を減額、１３節使用料及び賃借料に建物及び設備等賃貸借料分として１１３万２千円を追加補正するものです。

次に１８ページです。１３款１項１目職員等給与費に一般管理費から２４６万４千円を追加し、７億７，８０７万５千円とするものです。１節報酬から４節共済費まで６月１８日以降の知内駅前簡易郵便局の運営に係る会計年度任用職員の報酬等で、２４６万４千円を追加補正するものです。尚、職員の勤務体系はパートタイムとなります。

参考として、年換算した場合の職員人件費を３３９万円、建物・設備等の賃貸借料を１４４万円、計４８３万円と積算しており、今年度予算措置済の簡易郵便局事務受託収入４８１万２千円とほぼ同額となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

今、最後の方に言われた当初予算で４８１万２千円が計上されておりました。今回、組み替えて合計３５９万６千円程の組替えになっているということだと思うんですけども、その辺の差額っていうのは、どういったものかお知らせ願います。

◎　議　　長（谷口康之）

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

ご説明します。一応ですね、ピッタリというわけではなくて予算上はですね、今回組み替えした分で減額している所はないんですが、１年間分を見た時に予算の４８３万円に対して、４８１万２千円という形を説明させて頂きました。

実際にはですね、事務取扱の件数によって歳入の方が変わってきますので、そこは変わってくるもの、ましてや暦年ですね、取扱件数が多かったものが段々減ってきているという状況があります。町としての会計年度任用職員ということは、この収入にとらわれないと言ったら言い方が語弊になりますが、町として雇用する職員なので、その身分を保障、建物としても決まった経費を当然支払わなければならないという事で、事務収入にとらわれないと言

ってしまったら、おかしな話になるんですが、どれだけ件数が無くても今後も継続するのかとか、そういう問題が出てきますが、今時点ではある程度つりあった件数でこの運営形態で続けていけるのかなという判断をしておるところでございます。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

今、ちょっと食い違っていた部分があるのかなと思います。差額が大体１２１万６千円程になっているので、恐らく４月、５月分、６月１８日までの分なのかなというふうに思っています。

ただ、この前新聞にも報道されてますので、法令違反ということだったと思います。それで４月、５月分、昨年分も当然支払っているんでしょうけども、その辺りの罰則に規則みたいなものは、町の条例だとかそういうものには載っているのか載っていないのか、その辺りお知らせ願います。

◎　議　　長（谷口康之）

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

ご説明します。先程説明漏れました、差額については４月、５月分、６月は途中までの委託料という事で支払い済のものもございます。

それと契約書を見ますと、契約上は契約を解除できるというような旨はありますが、契約書の方には罰則ということは書いてありません。

あとですね、法令の方でもちょっと調べきれているわけではないんですが、法令違反に当るのでこういう罰則がきますという事は日本郵便と他の所からは現在の所きていない状況であります。以上です。

◎　６　　番（山田顕人）

分かりました。

あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、承認第３号を採決します。

本案は報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●　議案第１号　令和７年度知内町一般会計補正予算（第４号）について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１２、議案第１号、『令和７年度知内町一般会計補正予算（第４号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

議案１９ページをお開き願います。議案第１号、令和７年度知内町一般会計補正予算（第４号）について。

令和７年度知内町一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億４，０８９万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６６億２，１４１万８千円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正です。第２条、地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

慣例により歳出の方から説明しますので、３３ページをお開き願います。

１款１項１目議会費に５０万４千円を追加し、４，５０８万円とするものです。８節旅費の普通旅費と研修旅費で各種要望活動及び常任委員会の研修旅費に不足が見込まれることから、追加補正するものです。

次に３４ページです。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費に３６０万９千円を追加し、２億９８７万２千円とするものです。１１節役務費で職員募集のための広告料を追加補正するものです。当庁の職員数については職員の退職等により人数に不足をきたしており現在社会人枠で随時の募集をしているところですが、ホームページ等での周知やハローワークを通じた募集だけではなかなか採用に繋がっていない現状にあることから、民間事業者の運営する求人サイトに有料広告を掲載し、職員の確保に繋げようとするものです。１２節委託料のガバメントクラウド運用管理補助者兼回線運用管理補助者業務委託料では３款民生費、４款衛生費及び国保会計の総合行政システム利用料を委託料に組み替えするもので、トータルの金額には変更ございません。また１２節委託料及び１３節使用料及び賃借料の勤怠管理システムの関係では、現在役場庁舎及び中央公民館に設置のカード読込機、打刻機という物ですが、それで出勤及び退勤時間をカードで記録できる物、これをですね、保健センター等に増設する費用を追加するものです。

次に３５ページです。３目財産管理費に８９万５千円を追加し、４，２６２万１千円とするものです。１２節委託料では、湯の里教員住宅の無償譲渡にかかり表示登記が必要となるため測量費を追加補正するものです。また１７節備品購入費では、庁舎ロビー用デジタルサイネージの購入費用を追加補正するものです。詳細につきましては、説明資料で説明しますので、総務課の２ページをお開き願います。

庁舎案内板デジタル化事業として１の目的です。役場庁舎の２階ホールでは現在、木製看板により当日の行事や会議の開催時間、場所をご案内している所ですが、これをタッチパネル式のデジタルサイネージに移行し、来庁者の視認性や利便性を向上させると共に、町をＰＲする動画やスライドを再生する等、より効果的な情報発信を可能とするものです。

内容、活用イメージ、事業費及び財源内訳については資料記載のとおりです。

議案に戻って頂きまして、３６ページをお開き願います。８目交通安全対策費に３８万５千円を追加し、３２６万３千円とするものです。１８節負担金補助及び交付金に知内町交通安全運動推進委員会補助金として交通安全啓発用ジャンバー５０着分の更新費用を追加補正するものです。

次に３７ページです。１０目地域会館管理費に７５５万５千円を追加し、２，１２３万４千円とするものです。１１節役務費では湯ノ里生活改善センター解体に伴い、利用しない備品等の収集処分費用、１４節工事請負費では解体工事費を追加するものです。国道沿いの字湯ノ里８２番地３にある湯の里地区の生活改善センターについては、昭和５０年の建設から約５０年を経過し老朽化が進んでおり、本年４月から旧湯ノ里小学校の一部を新たに湯ノ里町内会館として利用している状況から今年度解体するものです。

また今回の解体工事等の予算計上に併せて、知内町生活改善センター条例の一部改正について、この後提案させて頂く予定となっておりますので申し添えます。

尚、財源につきましては、公共施設等整備基金繰入金を充当する事としております。

次に３８ページです。２項徴税費、２目賦課徴収費に１３６万７千円を追加し、１，６２０万４千円とするものです。１２節委託料に固定資産税の令和９年度評価替えのため町内標準宅地２３地点において鑑定評価を行う必要があることから、業務委託料を追加補正するものです。

次に３９ページです。４項選挙費、７目参議院議員通常選挙費に１４万６千円を追加し、８３６万２千円とするものです。これは国会議員の選挙等の執行経費基準に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、投票管理者等の報酬額が改正されるため、当初予算計算計上済の７月執行予定の第２７回参議院通常選挙経費について、１節報酬に不足が見込まれる額を追加補正するものです。

次にページ跳びまして、５８ページをお開き願います。９款１項１目消防費に１億２３万円を追加し、４億３２４万１千円とするものです。１２節委託料と１７節公有財産購入費で知内消防署長庁舎改築工事実施設計業務委託料等に係る費用と１８節負担金及び交付金で渡島西部広域事務組合負担金を追加補正するものです。

このうち渡島西部広域事務組合負担金では新採用職員の検診費用貸付被服購入費、消防学校入校負担金の追加が補正の主なものです。

知内消防署庁舎改築工事実施設計業務委託料については、説明資料で説明しますので総務課の３ページをお開き願います。

１の趣旨・目的です。知内消防署庁舎改築について、令和８年度の外構工事、令和９年度から１０年度の庁舎改築工事に向けて今年度実施設計業務を行うものです。

尚、現在委託中の基本設計については、完了期限６月３０日に向けて最後の作業を行っており、６月末には基本設計図及び概算工事費等を提示できる見通しです。

２の事業費及び財源内訳です。用地測量調査委託料で３００万円、改築工事実施設計業務委託料で７千万円、外構工事実施設計業務委託料で２，５００万円、ＺＥＢ化コンサルティング業務委託料で１００万円の追加補正です。

２の事業費、財源内訳の下の※印です。ＺＥＢ及びＺＥＢ化コンサルティング業務について説明させて頂きます。ＺＥＢとは、ネット・ゼロエネルギー・ビルディングの略称で快適な室内環境を保ちながら、建物で消費する年間の一次エネルギー収支ゼロを目指した建物の

事で、省エネと創エネの組み合わせにより建物全体のエネルギー消費量実質ゼロにするものです。

また、ＺＥＢ化コンサル業務とは、建物をＺＥＢ化するための相談や業務支援のことでＺＥＢプランナーが計画から設計・工事・運用に携わっていくものです。

また、公有財産購入費で用地取得費１６万円追加補正です。用地の箇所図がありますので説明資料の４ページをお開き願います。緑色で表示の①は国有地、無番地で約６５３㎡、黄色で表示の②、③は民有地で７５１㎡、合わせて約１，４０４㎡になりますが、用地測量調査により地積を確定することとしております。

②と③の地積、地目は山林であり、①も含めて令和４年度町道元町中の川線伸長事業に伴う用地購入単価である１１０円/㎡を用いて売買価格を積算しております。尚、民有地の処分から売買について内諾、財務省とも協議が進んでいる状況です。売買額としては、１５万５千円を見込んでいる所です。尚、立木の保証については用地測量調査完了後の予算計上を予定しております。

説明資料３ページに戻って頂きまして、２、事業費・財源内訳の下の※印です。起債については緊急防災・減災事業債を充当予定で普通交付税の公債費に起債償還額の７０％が参入される地財措置率の高い起債を主な財源とすることとしております。

議案に戻って頂きまして、５９ページをお開き願います。

２目災害対策費に２５万円を追加し、２，０８８万５千円とするものです。１２節委託料で防災情報システム保守期限について、更に１年延長するための費用を追加補正するものです。以上で、総務課関係の説明を終わります。

◎　議　　長（谷口康之）

次に生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

それでは、生活福祉課関係の補正予算についてご説明を致します。

議案４０ページです。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費に１，３０４万１千円を追加し、５，１５２万９千円とするものです。１０節需用費から１８節負担金補助及び交付金までに定額減税不足給付金の交付に伴い、必要となる額をそれぞれ追加補正するものです。

詳細につきましては、説明資料でご説明しますので、説明資料生活福祉課８ページをご覧下さい。概要です。令和６年度に実施した定額減税しきれないと見込まれる方への給付金である調整給付金は、令和５年の所得情報に基づき給付額が算定されました。今回の不足額給付金は、定額減税の実績が確定したことで当初調整給付額に不足が生じた方等に対し、追加で給付を行うものです。対象者は令和７年１月１日において知内町に住民登録がある方で、次の不足額給付ⅠまたはⅡの要件に該当する方となります。不足額給付Ⅰについては、令和６年分所得税及び定額減税の実績が確定し、支給金額に不足が生じた方で対象となり得る方は、①令和６年中にこどもの出生等により扶養親族が増えた方。②退職や事業不振等により、令和５年所得よりも令和６年所得が減った方。③当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和６年度個人住民税所得割額が減少した方となります。不足額給付費Ⅱについては、税制度上、扶養親族でないこと。令和６年分所得税及び令和６年度住民税所得割共に定額減税前の税額が０円であること。低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主また世帯員に該当し

ていないことであるとすべての要件を満たす方となります。

給付額です。不足額給付Ⅰについては、本来給付すべき額と当初調整給付額との差額に不足が生じた額が給付されます。但し調整給付所要額が定額減税調整給付額を下回ったとしても差額の返還は生じません。対象者は４２４人で給付額の合計は１，１５２万円となります。

不足給付額Ⅱについては、対象者１１８人に対し、原則４万円の給付で給付額の合計は４７２万円となります。

事業費です。今回補正額と全体事業費の表をご参照下さい。１０節需用費に個別通知にかかる消耗品・印刷費等として６０万円ですが、繰越明許費分を引いて今回補正額は２３万９千円、１１節役務費に郵送料及び振込手数料等として、２６万円ですが繰越明許費分を引いて今回補正額は１８万８千円、１２節委託料にシステム改修料として３４万４千円、１８節負担金補助及び交付金に不足給付額Ⅰ及びⅡを合わせた給付金として、１，６２４万円ですが、補正額は１，２２７万円、事業費の合計が１，７４４万４千円となりますが、繰越明許費４４０万３千円を引いた１，３０４万１千円が今回の補正額となります。財源内訳は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。

次に議案に戻りまして、４１ページです。４目心身障害者特別対策及び母子等福祉費から１１０万円を減額し、２億７２０万２千円とするものです。１３節使用料及び賃借料で障害者福祉システム分の総合行政システム利用料を一括で委託契約とするために減額するものです。

次に４２ページです。５目介護保険費に３万円を追加し、９，３０７万１千円とするものです。２７節繰出金に令和６年度分の介護保険料還付に対応するために介護保険特別会計繰出金を追加するものです。

次に４３ページです。６目福祉サービス等担い手対策事業費に２６７万５千円を追加し、３０２万８千円とするものです。８節旅費から１８節負担金及び交付金までに知内町福祉サービス等人材確保対策事業を新たに創設するにあたり、必要となる額をそれぞれ追加補正するものです。

詳細につきましては説明資料でご説明しますので、説明資料生活福祉課１０ページをご覧下さい。趣旨・目的です。介護保険サービス事業所・障がい福祉サービス事業所および認定こども園において専門職の人材確保が困難な状況にあるため、町と関係事業所が連携し、福祉サービス等における人材確保・育成・定着を図ることを目的に、各事業所を支援するための補助制度を創設します。

事業概要です。ふるさと創生事業をもとに福祉サービス等の担い手に特化した事業にしています。また既存事業、介護資格取得支援事業についても本事業に１本化しております。事業は１０メニューあり、町内に所在する事業所等を対象とします。詳細につきましては、資料を後程ご参照願います。

事業費です。８節旅費に７万３千円、１３節使用料及び賃借料に５万円、１８節負担金補助及び交付金に２５５万２千円で事業費の合計は２６７万５千円となります。

次に議案に戻り、４４ページです。２項児童福祉費、１目児童福祉総務費で予算の補正額はありませんが、財源内訳を変更するものです。

次に４５ページです。４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費から７３万２千円を減額し、３，０２６万９千円とするものです。１３節使用料及び賃借料で、健康管理システム分

の総合行政システム利用料を一括で委託契約するために減額するものです。

次に４６ページです。３目環境衛生費に１７万円を追加し、７１３万１千円とするものです。１７節備品購入費に蜂巣駆除業務委託先に駆除用の防護服を貸し出すための購入費として追加するものです。

次に４７ページです。５目保健医療総合センター管理費に７千円を追加し、２，４６７万２千円とするものです。１３節使用料及び賃借料で健康管理システム分の総合行政システム利用料を一括で委託契約とするために減額、１７節備品購入費に保健センター栄養指導室の冷蔵庫が故障したため新しく購入するために追加するものです。

次に４８ページです。２項１目清掃費に１万７千円を追加し、１億７，５１３万９千円とするものです。１１節役務費に町指定ごみ袋に印字されているバーコード登録申請料が３年毎の更新により、増額となりそれに対応するために追加するものです。

以上で生活福祉課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

審議中でありますが、昼食のため暫時休憩をしたいと思います。

再開は、午後１時です。

（休憩　午前１１時５７分）

（再開　午後　１時００分）

◎　議　　長（谷口康之）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

次に農業水産振興課長。

◎　農業水産振興課長（南　一貴）

私の方から、農業水産振興課関係の補正予算の内容について説明させて頂きます。

議案の４９ページ目をご覧下さい。６款農業水産振興費、１項農業費、３目農業振興費に９６０万円を追加し、１億３，９４０万９千円とするものです。これは１８節負担金補助及び交付金で、地域づくり総合交付金事業補助金を活用しまして、新規参入者ビニールハウスリース事業として９６０万円を追加するものでございます。

事業内容の詳細につきましては、説明資料の方で説明させて頂きますので、説明資料の１２ページ目をご覧下さい。令和７年度地域づくり総合交付金事業としまして先程も申し上げましたが、新規参入者ビニールハウスリース事業でございますが、こちらについてでございますが、新規参入者におかれましては、就農時において多額に設備投資を行うことは困難な状況であることから、初期投資を抑えながら、安定した経営を図っていくことが重要であります。そのような中でビニールハウスの整備においてリース方式で貸し出しすることによって、健全経営を図るために支援するものでございます。事業実施主体は新函館農業協同組合が事業主体で行います。事業内容でございますが、今現在地域おこし協力隊で活躍されております１名の方が、来年の１月から、既存農家の経営を継承しまして規模拡大を図るため、ビニールハウス１１棟を整備する予定でございます。整備したハウスにおいては、ニラを作付けする予定でございまして、こちらにおいて新函館農協さんが事業実施主体でですね、ハウスを整備し、新規就農者に対して８年間のリース事業方式により貸出するものとなっております。

事業費の内訳、こちらに書いてありますが、事業費としましては２，１３３万６千円で内

訳としてですけど、先程申し上げましたが地域づくり交付金を９６０万円、また残りをですね、農協さんの方で負担しまして令和８年度以降リースでですね、貸出するといった内容となっております。

続きまして議案の方に戻りまして、次に５１ページ目をご覧下さい。

２目水産振興費に対しまして２，２７０万円を追加し、１億３，１４０万円とするものです。これは１８節負担金補助及び交付金で、ウニ幼生室整備事業補助金で１，２７０万円追加、また、知内町漁業経営安定化支援事業補助金として１千万円を追加するものです。

事業内容の詳細につきましては、説明資料の方で説明させて頂きます。まず説明資料の１３ページの方をご覧下さい。ウニ幼生室整備事業でございますが、こちらについてでございますが、上磯郡漁業の主要な水揚げとなっているウニ種苗生産事業においては、以前より種苗生産過程の中で幼生作業において不調が発生していると。これに基づいて道東や日高、後志方面の主要な産地に当町における種苗もですね、計画通り供給出来ていない状況であり、且つ町内の漁業者においても、やはり種苗の中間育成における作業においては、漁業者の所得にも直結することから、今回緊急的にですね、幼生室を整備するといった内容でございます。

こちらに書いてある通り支援内容でございますが、事業実施主体が上磯郡漁業協同組合でこちら幼生室の設置工事費用等の一式に対してこちらもですね、北海道の地域づくり総合交付金を活用してですね、整備する予定でございます。

財源の内訳については、後程ご確認願いたいと思います。

続きまして１４ページ目をご覧下さい。令和７年度知内町漁業経営安定化支援事業の内容について説明させて頂きます。

まず１、事業概要でございます。昨今高水温、貝毒、ウニ種苗のへい死等、海洋環境の変化により疲弊した漁業者に対し、漁家経営の改善及び経営発展させるため、漁具及び設備の購入等にかかる経費の一部を支援することで、漁家経営継続への意欲向上を図るために支援するものでございます。

続いて支援内容についてですが、対象者は町内で事業を営む漁業者及び上磯郡漁協が認める団体・グループ等でございます。

支援額についてでございます。補助対象経費の５０％以内としまして、一般事業については、補助上限額１００万円、下限額が１０万円でございます。また、事業者が共同で行う事業の場合は補助上限額１５０万円、下限額１５万円です。こちらについてですね、１会計年度において事業者は１回の申請のみということで要件を定めております。事業期間においては令和７年度から令和８年度の予定です。対象の経費となる内容についてでございます。こちらについては、漁船及び漁船用機器や漁具など備品購入に要する経費、また漁船及び漁船用機器や漁具などの修繕費等及びまたその他町長が認めるものと想定しております。また汎用性の高いものは補助対象経費から除く想定でございます。

財源においては、ふるさと創生基金を１千万円、今回の補正予算に財源として補正予定でございます。今回のですね、補正に至った経緯でございます。こちらについては今年の冬に貝毒が発生し、カキの出荷規制が発生したことや、また以前からホタテやウニ種苗のへい死が発生しており、やはり漁場の現状や近隣自治体のおける漁業への支援動向も鑑まして、今回の補正予算により支援するという事で、今回補正予算を提案させて頂いたものでございま

す。

以上で農業水産振興課関係の説明を終わらせて頂きます。どうぞよろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

次に商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

続きまして、商工林業振興課関係の補正予算についてご説明します。

議案の５０ページをご覧下さい。６款農林水産業費、２項林業費、２目林業振興費に１９７万円を追加し、４，７００万３千円とするものです。内容につきましては、１８節負担金補助及び交付金にハンター資格取得事業助成金として、今後新たにハンター資格取得者が見込まれることから、１名分の助成金３３万円を追加するものです。

また２４節積立金に昨年度の木質資源貯蔵施設の利益還元金が確定したことから、木質バイオマス事業振興基金に積立金として１６４万円を追加するものでございます。

次に議案５２ページをご覧下さい。７款商工費、１項商工費、２目商工振興費に４００万円を追加し、２，５１７万９千円とするものです。これは１２節委託料にキャッシュレスポイント還元事業の委託料として追加するものです。事業内容については、説明資料商工林業振興課１５ページにて説明させて頂きます。

キャッシュレスポイント還元事業でございます。１、概要としまして、キャッシュレス決済の金額に応じて利用者にポイント還元を行う仕組みです。事業については昨年実施した内容と同様のものです。

２、目的と効果です。①地域事業者の活性化、②キャッシュレスの推進、③デジタルデバイドの対策となっております。

３、本町の位置づけです。本町では、第２期総合戦略の中で新たな時代に向けた地域総合プロジェクト「電子化・キャッシュレス化に対する地域づくりとしてキャッシュレス化対応事業者を２０社から３５社へ拡大することを目標にしております。昨年度、６年度で実施した際には２０社から２５社の増加となっております。

４、実施スキームです。実施スキームについては記載の通りとなっております。

５、実施概要についてです。区分については大手企業・地元企業ということで区分しており、還元率についてはそれぞれ１０％、２０％、一人当たりの上限ポイントについては合計で３，０００円を上限としております。実施時期については８月から９月、１１月から１２月と２回。事業者についてはドコモ・au として考えております。

事業費については、記載のとおりとなっております。

続きまして議案に戻り、議案の５３ページをご覧下さい。３目観光費に２００万円を追加し、７８３万４千円とするものです。これは１８節負担金補助及び交付金に観光促進事業助成金として追加するもので、事業内容については説明資料商業林業振興課１６ページにて説明させて頂きます。

令和７年度観光促進事業（事業計画策定業務）でございます。

趣旨については、様々な地域課題が山積みするなか、観光振興をきっかけとして町の活性化を目指す知内観光協会に対し、事業計画策定にかかる費用の一部を助成するものとなっております。

事業の主体としまして、知内観光協会となります。

事業の概要です。町の観光振興の中心を担う知内町観光協会が、町の活性化及び組織を自立に向け、地域の現状や課題の調査・分析、方向性や役割の明確化、地域資源を活用した自主事業の考案、外部事業者とのマッチング等を委託するものとなっております。

事業の効果です。短期的なものと中～長期的なものがありますが、短期的なものとしては、観光協会事務局のあり方、方向性整理、観光発信拠点の移行、確立の方向性整理となっております。中期長期的な効果です。関係交流人口の増加、町内経済の循環、商工業の発展、生活範囲の拡大、移住・定住の増加となっております。

５番目、事業期間の予定です。事業期間の予定については、記載の通りとなっております。

６番目、事業費（財源）です。事業費については、全体総事業費で５００万円を予定しており、1/2の２５０万円を道費、５０万円を観光協会の自主財源としております。残り２００万円について町の助成をするもので考えております。

以上で商工林業振興課関係の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

次に建設水道課長。

◎　建設水道課長（澤田浩一）

続きまして、建設水道課関係の補正予算についてご説明致します。議案の５４ページをお開き願います。８款土木費、２項道路橋梁費、２目道路維持費に３，６００万円を追加し、１億４，７８５万５千円とするものです。内容と致しましては、１４節工事請負費に町道ケーラ沢線外局部改良工事費として、３，６００万円を追加するもので、知内町緊急自然災害防止対策事業計画に則り、町管理河川において過去の大雨等により崩れた護岸を補修するもので、今回は町道ケーラ沢線と町道森越線の道路脇２カ所部分の改良工事となります。財源と致しましては、国の緊急自然災害防止対策事業債を活用するもので、この起債は今年度、令和７年度で終了予定でありましたが、当町を含めた多くの市町村からの強い継続要望があり、令和１２年度までの５年間、延長となった起債であります。詳しい工事内容や位置などにつきましては説明資料の１７ページを後程ご参照願います。

続きまして５５ページです。４目道路橋梁改良工事費に１，３００万円を追加し、１，３９１万７千円とするものです。内容と致しましては、１２節委託料に町道元町中の川線実施設計外委託料として、１，３００万円を追加するもので、町道元町中の川線延伸に伴う設計業務のうち、今年度は横断設計、排水設計、地質調査を行うものです。詳しい設計内容等につきましては、説明資料の１８ページを後程ご参照願います。

続きまして５６ページです。３項河川海岸費、１目河川総務費に１千万円を追加し、３，２８０万３千円とするものです。内容と致しましては、１４節工事請負費に普通河川尾刺川局部改良工事費として１千万円を追加するもので、財源と致しましては、先程ご説明致しました緊急自然災害防止対策事業債をこちらでも活用します。

工事内容と致しましては、今年度、北海道が補修工事を実施致します道道湯ノ里渡島知内停車場線にかかっております尾刺橋の橋梁補修工事に伴い、町管理部分であります橋梁前後の浸食された部分を改良致します。詳しい工事内容につきましては、説明資料の１７ページを後程ご参照願います。

続きまして５７ページです。４項住宅費、１目住宅管理費に３９０万円を追加し、１億１，９９８万３千円とするものです。内容と致しましては、１４節工事請負費に湯ノ里団地電気

温水器更新工事に３９０万円を追加するもので、今年度の当初予算において５，１１０万円予算計上しておりましたが、現在進めております本工事に伴う実施設計において工事額が確定し、物価高騰等により予算に不足が見込まれることから追加補正するものです。

尚、本工事につきましては、湯の里団地の全戸数３０戸全ての電気温水器を省エネ性能が高い高効率給湯器に更新するものであります。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

次に教育委員会事務局長。

◎　教育委員会事務局長（長谷川将之）

続きまして、教育委員会関係の補正予算についてご説明致します。６０ページをお開き下さい。１０款教育費、１項教育総務費、２目事務局費に２２２万３千円を追加し、１億２３４万７千円とするものです。内容につきましては、１節報酬及び８節旅費に今年度新たに設置した知内高校魅力化推進協議会に関する追加補正と１３節使用料及び賃借料に公民館の電話機リース期間満了による更新費用の追加、また１８節負担金補助及び交付金に知内高校魅力向上活動助成金１００万円を追加です。こちらは、説明資料でご説明致しますので、説明資料の１９ページをお開き願います。

この助成金ですが、北斗市在住の宮下清氏からふるさと納税として町に１千万円の寄付を頂き、宮下氏の意向から教育振興基金に積立てし、この基金を元に知内高校の魅力化推進事業に助成するものです。

対象となる取組みですが、高校の自由裁量的な予算として生徒による探究活動やイベント参加等魅力化に繋がる活動への費用と致します。助成金の額につきましては、年間１００万円の上限とし、概ね１０年間に渡り活用を予定しております。

議案に戻りまして、次に６１ページです。４項高等学校費、１目学校管理費に４２万７千円を追加し、５，６６６万３千円とするものです。内容につきましては、８節旅費に今年度の教員人事異動による赴任旅費の追加、また１１節役務費に廃棄備品の処分料と口座振替手数料として、金融機関の手数料改定による増加分の追加を補正するものです。

次に６２ページです。５項社会教育費、１目社会教育総務費に５００万円を追加し、１，８６０万８千円とするものです。１８節負担金補助及び交付金に文化スポーツ振興事業助成金の追加ですが、今後の不足が予想されることから追加補正するものです。

次に６３ページです。２目公民館費に１００万円追加し、２，８８４万３千円とするものです。１７節備品購入費にゲーミングＰＣ購入費として１００万円の追加ですが、これは先に教育委員会で中高生対象に放課後活動についてアンケート調査を実施しましたが、その中でｅスポーツへの興味関心が高い結果となったことから今回公民館に専用のゲーミングパソコンを２台程設置し、ｅスポーツを通した放課後活動の充実を図るものです。詳細につきましては、説明資料の２０ページを後程ご参照下さい。

次に６４ページです。６項保健体育費、１目保健体育費に２万９千円を追加し、３億６，６１５万５千円とするものです。１３節使用料及び賃借料にコピー機入替えに伴うリース料の不足分を追加補正するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

次に歳入、地方債の説明を総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

それでは、歳入について説明をしますので２３ページをお開き願います。

１０款１項１目地方交付税に２，２２３万２千円を追加し、２０億７，４４０万２千円とするものです。これは只今ご説明しました歳出に対応して追加補正するものです。

次に２４ページです。１４款国庫支出金、２項国庫補助金、１目土木費国庫補助金に７１３万９千円を追加し、９，８１６万７千円とするものです。これは、２節社会資本整備総合交付金で歳出で説明しました町道元町中の川線実施設計外委託料に対応した追加補正です。

次に２５ページです。３目民生費国庫補助金に１，３０４万１千円を追加し、１，６３７万４千円とするものです。これは、１１節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、歳出で説明しました定額減税不足額給付金事業に対応した追加補正です。

次に２６ページです。３項委託金。１目総務費委託金に１４万６千円を追加し、８５５万７千円とするものです。これは、２節参議院議員通常選挙委託金で歳出で説明しました投票管理者等の報酬の増額に対応した追加補正です。

次に２７ページです。１５款道支出金、２項道補助金、３目農林水産業費道補助金に２，２３０万円を追加し、１億７，２７１万３千円とするものです。これは１節農業費道補助金で歳出で説明しました地域づくり総合交付金の新規参入者ビニールハウスリース事業と３節水産業費道補助金で、歳出で説明しました地域づくり総合交付金のウニ幼生室整備事業に対応した追加補正です。

次に２８ページです。１８款繰入金、２項基金繰入金、１目積立金繰入金に２，３５０万円を追加し、６億２３８万円とするものです。これは１節教育振興基金繰入金で歳出で説明しました知内高校魅力向上活動助成金と文化スポーツ振興事業助成金に対応した追加補正と、２節ふるさと創生事業基金繰入金で歳出で説明しました知内町漁業経営安定化支援事業補助金に対応した追加補正と、４節公共施設等整備基金繰入金で歳出で説明しました湯ノ里地区生活改善センター解体工事に対応した追加補正です。

次に２９ページです。２０款諸収入、５項１目雑入に１６４万円を追加し、２，９７０万４千円とするものです。これは１節雑入に木質資源貯蔵施設の指定管理者利益還元納付金を追加補正するものです。

次に３０ページです。２１款１項町債、１目土木債に５，１８０万円を追加し、１億６，６９０万円とするものです。これは１節道路橋梁債で町道元町中の川線実施設計外委託、町道ケーラ沢線外局部改良工事に、３節河川整備事業債で普通河川尾刺川局部改良工事に対応した追加補正です。

次に３１ページです。３目消防債に９，８１０万円を追加し、１億５，６６０万円とするものです。これは、１節消防施設整備事業債で歳出で説明した知内消防署庁舎改築工事実績業務委託料等に対応した追加補正です。

次に３２ページです。４目民生債に１００万円を追加し、７８０万円とするものです。これは、１節過疎地域自立促進特別事業債で過疎債（ソフト分）の配分額確定により子ども医療費拡大助成事業の財源を追加補正するものです。

次に議案の２２ページをお開き願います。第２表、地方債の補正です。地方債の変更として、道路橋梁債の限度額、４，９５０万円～９，１３０万円に、河川整備事業債の限度額を

１，７７０万円から２，７７０万円に、消防施設整備事業債の限度額を５，８５０万円から１億５，６６０万円に、過疎地域自立促進特別事業債の限度額を４，３８０万円から４，４８０万円にそれぞれ変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により歳出から款毎に行います。

１款議会費。

質疑ございませんか。

２款総務費。

質疑はございませんか。

３款民生費。

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

議案の４３ページ、説明資料の１０ページです。知内町福祉サービス等人材確保対策事業ということで、保育園だとか高齢者医療関係だとかその辺りの人材が不足しているということで、大変良いものなのかなというふうに思っております。説明資料の中で③番と④番、要は人材就労奨励金制度ということで出てるんですけども、継続で最大３６か月で要は３年間というところだと思うんですけども、この辺り何故３年間なのかちょっとお教え願います。

◎　議　　長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。新規で就職された方がその事業所に定着するのに最低でも３年は必要かなと思って３年間にしました。その他に今回いろいろな道内の自治体の取組みを参考にしまして近隣の自治体でこのようにやっていたところがあったので、大きい市や町なんですが、そこよりも低い額では更に遠い、うちの町には来て頂けないだろうということで同額で今回は設定させて頂きました。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

まず、人材を確保するためにという所だとは思うんですけども、なかなか費用対効果という話ではないですけども、労働するにあたってやはり重労働だと、それでなかなかこの福祉の関係の方に人が定着しないというのが現実だと思います。

この辺りを何とか人材確保するために、これをやることによって魅力度がアップするんだろうというふうに私は思うんですけども、最大３６か月という所が気になる所で、これを撤廃することによって、まだまだ魅力がアップするのではないかと思うんですけども如何でしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。３６か月にするのか、５年にするのか、更に１０年にするのかというふうにすごい悩みはしたんですが、取りあえず３６か月にさせてもらって３年間いてくれたらっていう所で実施しました。そこで今福祉の担い手対策連絡協議会の方の意見も頂いて、もしこの３年が短いとなれば、また中身の方を５年に延ばしたり、検討や中身の改正をしていきたいというふうに思っております。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

中身の改正をしていく余地があるということでありますけれども、最初にこの施策を見た所でいくと３年間しかもらえないのかなと、そこで３年しかもらえないんだったら、プラスアルファなんないよねという考え方がでちゃうのかなというふうに思うんです。その辺り撤廃することに越したことはないのかなと思うんですけども、そこまで財源続くかどうかっていうのもあるんでしょうけども、その辺り町長お願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

今、６番議員が質問なされるように、施策はやっぱりインパクトが必要なんですよね。それが近隣町村に合わせたという結果の中で３年間、今回はそういう提案をさせて頂くということで、なかなか今介護施設を辞められる方が急激に多くなっている状況を考えれば、そうした福祉のためにインパクトのある施策が必要と思いながらも、いろんな状況考えれば出だしとすれば、これで走らせて頂きたい。あとそれ以降になれば状況随分変わりつつあります。本当に人材不足です。そういう意味でそれを打破するためには、今、６番議員さんからも言われるように、５年、１０年というスパンの中で、どこかやっぱり向かい入れるというか、知内町行けばこういう制度あるという安心感も含めて、なんとかこうアピールに繋げていければなと思っておりますので、検討させて頂きます。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

関連なんですが、私もこの問題について非常に興味がありまして、町長がいつも言うようにこの町では、こういう制度を活かしているというのが町長の受け言葉なんですよ。この３６か月を撤廃するのよ。例えば、保育園の中で保育士が全く足りない、幼稚園の先生が足りないということ、来る人がいないんですよ。函館まで来るけども、こっちまで来ていないよと、目に見えてるわけですから、そこに何か１つ鈴を付けなかったら誰も来ないって。いつもあなたが言っているみたいに知内ならではの施策を１つ考えて頂きたい。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

暫時休憩致します。

休憩を取り消しまして、会議を再開致します。

西山町長、お願い致します。

◎　町　　長（西山和夫）

いろいろご意見伺いました。その中でいろいろ自分達としても、そういう思いはもってい

ますので、いろいろ全体の中で協議をさせて頂いて、次年度どうするか、そこは前向きに考えさせて頂きます。

◎　議　　長（谷口康之）

あと、質疑ございませんか。

８番、野口君。

◎　８　　番（野口久美子）

知内町福祉サービス等人材確保対策事業の中の１０番の町が企画し、実施する事業ってあるんですが、それの町が実施する企画っていうのは、例えばどんな事業ですか。

◎　議　　長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。１０番の町が企画する事業ですが、今現在考えているのは、事業所だけじゃなく町として福祉人材の人材確保のためにパンフレットの作成ですとか、広告等を各事業所それぞれがやるのは大変だと思うので、町がまとめて町として、広告なり、パンフレットを作ってＰＲしていきたいと考えています。

◎　議　　長（谷口康之）

８番、野口君。

◎　８　　番（野口久美子）

委託するってことですか。

◎　議　　長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。はじめ自前で作ろうかと思っていたのですが、やっぱり町外の方ですとか大きな都市の方に見て頂いた時にインパクトの強いものだったり、見やすい物にするためには、事業者さんにお願いして作成していこうと考えております。

◎　議　　長（谷口康之）

あと、民生費の質疑ございませんか。

ないようですから、４款衛生費でございます。

５番、吉田君。

◎　５　　番（吉田峰一）

４６ページになんですけれども、蜂の駆除をするために防護服をリースで貸出するということですよね。今の状況はどんな状況で物があるのか、無くて新しい物を購入するのか、それとも町民が駆除する時にそれを着て駆除に行くのか、それからもう１点は、その蜂の巣を駆除するのには、平らな所ではないです。屋根の上、若しくは高い所、その辺の安全性が町民がやるとなったら、その辺のフォロー、それから状況を把握して貸し出すのか、その辺をちょっと。

もう１点、今現在誰がやっているのか、その３点をお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。順番がもしかしたら１点目から３点目まで順番にお答えできないかもしれないんですが、今現在は町の生活福祉課の職員が行っております。７月から１０月は今年度に関しましては、森林組合の方に委託をすることになっています。その時に今蜂の巣の防護服は、町の職員が使用してやっているんですが、その数では足りなくて、もう古い物にもなっていますので、今回森林組合に委託するにあたって、組合の方で担当してくれる職員も数が増えるということで今回２着分の購入を予定しております。

今年度は、７月から１０月なんですが、今年ですね、気温が急に高くなりまして６月にもう既に職員の方でかなりの数、蜂の巣駆除に行っています。なので、来年度からは少し早い時期から委託を考えております。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

５番、吉田君。

◎　５　　番（吉田峰一）

前は、役場の職員がやってた、今回は森林組合に委託するということなんですね。委託するということは、お願いするということです。従来のものも防護服あるんですけども、その２着だけ購入するという事なんですね。

◎　議　　長（谷口康之）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

私の方から説明しますけれども、昨年までは猟友会の方に委託をしていた。それでいろいろ協議を重ねてきたんですけれども、今年は出来ないということで森林組合さんにお願いをしたら、受けて頂けるということで７月から実施をする。その間高温ですので、蜂が従来よりも早く出ているということで巣があるということで、それで職員がまず対応しようということで職員の方で今対応していますけれども、７月からは森林組合、それで防護服もあるんですけども古くなってきています。汗もかくものですから汚れてもいますので、そういうことで今回新しいものを２着用意をしたいという事でございます。追加ですから前のも使えますので、洗ったりして使えますので、４着か６着になるのかな、個数が増えるということでご理解を頂きたいと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

５番、吉田君。

◎　５　　番（吉田峰一）

委託する森林組合さんの方では、防護服というのは全然今は無い、あくまでも町の物だということですね。分かりました。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

今の蜂の関係なんですけども、恐らく一般町民の家だとかには、駆除してくれるということだと思うんですけども、事業所の方はどうなっているのかちょっとお知らせ願います。

◎　議　　長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。事業所に関しましては、事業所の方から蜂の巣駆除をやれる事業所の方にお願いして取ってもらっています。

契約の中身は、あくまでも一般家庭のみということで契約しております。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

そういう防護服を揃えるんであれば、タダでやれとは言わない。ただ事業所も他所の会社に頼むと結構とられるんですね。それを考えると町の方に委託してもらう所にいくらかでも良いからお金をもらってやってくれた方が事業所も助かる部分ではあると思うんですけども、その辺如何でしょう。

◎　議　　長（谷口康之）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

それはですね、事業所と直接お願いをするという形になろうと思います。ということは、昨年もあったんですけども橋の施設の一部に巣が付いていると、そこまでは今頼んでいる所では無理だということで、現場を見せて頂いてお断りした経緯もありますので、ですからケースバイケースだと思います。簡単に取れそうなところであれば、今町で委託している所に直接事業所がお願いするということも可能だと思いますけれども、紹介は致しますので直接お話をして頂きたいということです。

◎　議　　長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

ないようですので、６款農林水産業費に移ります。

質疑ございませんか。

３番、笠松君。

◎　３　　番（笠松悦子）

ビニールハウスリース事業、これに関しては何もありませんけれども、できればここに謳っていますようにね、今始める人にはお金が凄くかかる、そういう中からね、せっかく知内町で新規就農者を募っていますよね、募っている上で知内の中でももうこれで俺達の世代で終わりかなという農業者も沢山いると思います。そこで上手く事業継承へと導くようなマッチングして頂けるかなと思うんですよね。そうすると、それこそここの町では、ここまでもっていきますよっていう、それとまた知内の一次産業を守るという、その両方からいくと生き残る道が見つけれると思うんです、知内の中で。今現在その方向で、多分私の聞いている中で今この方がそういう方向でいくんじゃないかなと思うんですけども、この方はたまたまここに関係のある方だと思うんですよ。だけど、まるっきり他所から来ている方もいらっしゃいますしね。そこでせっかく呼んでくるのであれば、こういう方法もあるということで、そこにもう少し力を入れながらもうちょっと知内の町を栄えていけるような方向に導いて頂けたらなと思うんですけども、そういう所はどうお考えになっているんでしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

農業水産振興課長。

◎　農業水産振興課長（南　一貴）

ご説明致します。当町においてなんですけど、担い手対策いろいろ産業において取り組んでおります。

その中で農業に関係について、担い手協議会の中での取り組みの状況について説明させて頂きます。今、笠松議員さんが仰られたとおり、新規就農者において、やはり就農予定地と或いはですね、住む場所といった課題が従前からあります。理想的なのは、例えばハウスが建っている圃場で、この先利用なり規模が縮小されるような場所にですね、スムーズに入っていければ理想でございます。それの調整については従前からも当協議会においてはですね、大変従前から調整している経過がございます。これはやっていないわけではないでございますし、農業委員会を通じて農業委員さんからも情報共有を図った上で、その調整を行っております。かつそれとやはり本人の意向なりを聞き取りながら、経営規模なり、やはりその先を見据えた上で、例えば規模拡大できる就農地をですね、調整しているといって状況がございますので、やはりそういった部分は地域の農業者もですね、意識をもってですね、協力して頂ければと思うんですよね。且つそれと当町の農業委員会においては、農地集積の情報収集ということで、昨年から単独のですね支援制度を設けております。そういった部分もですね、対外的に事務方からですね、各農業者に対してもやはり新規就農対策の一貫でですね、情報収集なり協力を頂けるような体制をですね、引き続き取り組んでいきたいなということで考えております。

◎　議　　長（谷口康之）

３番、笠松君。

◎　３　　番（笠松悦子）

何事もやっぱり心のある問題なので、そこにどうやって入っていって、その心をどうやって繋ぐという事は大変だと思いますけれども、本当に半端な努力ではないと思いますけれどもね、早くに１例でも２例でも作って頂けると益々産業が発展することによって、町も発展していけると思うので、本当に頑張って頂きたいなと思います。よろしくお願いしたいと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

９番、木村君。

◎　９　　番（木村　一）

９番、木村です。関連して聞きたいんですけど、今の新規参入者、住む所は何処に住むの。貸家。

◎　議　　長（谷口康之）

農業水産振興課長。

◎　農業水産振興課長（南　一貴）

皆さんご存じの通り、例えば地域おこし協力隊なり、或いは農業体験でですね、来られた場合はですね、町の施設であります担い手センター、こちらもですね、昨年ですか条例等も改正しまして、最大３年まで滞在できるような調整をとっておりますが、現状やはりですね、担い手センターを退去した後、どうされるかという課題がございまして、今、様々なケースで民間アパートに入っているケース、或いはですね、空き家に賃貸借で入っているケースといった部分で個々によってですね、様々なその住家の確保っていうのは取り組んでいる状況

でございまして、これもですね、今後担い手の確保の上でやはり重要なことでもございますので、今後事務方の方で関係機関と相談しながら、やはりこの住居環境に整備について協議していくことで今検討している最中でございます。

◎　議　　長（谷口康之）

９番、木村君。

◎　９　　番（木村　一）

新規就農者、やっぱり受入れ体制は住む所が先に先決でなかったら、何やるって言ったって大変だべさ。だから町の空き家をいろいろな情報を提供しながら、利用できる空き家を町が少しリフォームするとか、何とかして受け入れ体制を整えてやらなかったら、ハウスだけ入れたって住む所もなんも担い手センターは３年間いたら出ていけって言うなら、その間に仕事忙しいもの探してられる場合でないべ。もう少しその辺順番を最初にちゃんとして考えなかったら、今一それならちょっと。もう一度答弁お願いします。空き家か貸家か貸した方が良いか。

◎　議　　長（谷口康之）

暫時休憩致します。

休憩を取り消しまして、会議を再開します。

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

すみません。二通りあると思うんですけども、新規就農体験だとか担い手育成の中で担い手センター使っております。その中で３年という担当課長の答弁があったので、今回は新規就農で多分何処に住むのかなっていうとり方だったんですけど、新規就農になればどうしても圃場が必要になります。ということになれば圃場の近くを望む農業者が多いということで、それぞれ対応はして頂いている場面と今言われるようになかなか住む場所が遠く離れてしまうという、そうした中で空き家対応で本当に良いのかっていう課題もありますので、そこは１回整理して今後どういうふうな提案ができれば、当然先程３番議員からもありましたけれども、居ぬきでやれば、居ぬき多分古い、新しいはあるでしょうけど、そこの改修支援だとか、支援だとか、そういう形で対応できるんだろうと思いますけれども、ただ圃場が有って住む所が近くに無いということになれば、いろいろそういう考え方も出てきますので、それは内部の方で検討させて頂きたいと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

９番、木村君。

◎　９　　番（木村　一）

分かりました。一生懸命新規就農者を募集している割には住む所も無くて案外とお粗末なやり方のように思うんですけども、地元森越でもトマトを作っている農家の人がいます。その人は町営住宅から住んで通っているそうです。農業経営者でありながら自分でもなんとか空き家とか町の方でお願い出来ないかと、農業者が町営住宅に住んでいるのは自分としては何んとなく一般の農業経営者と違って何となく、ちょっとおかしいなと本人もそういう感覚ではいるそうです。それで空き家を有効活用するのであれば、建設水道課の方でも空き家対策一生懸命、そっちの方いて使える所は大いに町でリフォームしながら、今後対策して先程町長が言った検討していろいろやっていくと言ったから、そっちの方向でお願いしたいと思

いますので、よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

ないようですから、７款商工費の方に移ります。

質疑ございませんか。

７番、一之谷君。

◎　７　　番（一之谷駿）

７番、一之谷です。ページ５２ページ、キャッシュレスポイント還元事業についてですね。説明資料は１５ページです。キャッシュレスポイント事業なんですけれども、ＱＲ決済すると町が最大１人辺り２，０００円分のポイントを付与すると、これでキャッスレス参加の事業者さんを増やして町民にも還元するという目的があるかと思います。

更に町外のお客さんを町に呼び込もうとする狙いもあると思うんですけども、これに関しては効果の検証は難しいのかなとも思います。更に事業者にとっても１から３％のぐらいの手数料を負担するという結果となっております。今後ですね、町に人を呼ぶのであれば、広告の仕方ですね、これをどうするのか、あと効果検証の方法、事業者さんへの対応、この辺をどのようにするのか教えて頂ければと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

お答え致します。キャッシュレスポイントについての質問ですが、効果検証というか令和６年度で実施して終わった際には、アンケートという事で事業者に行っております。そちらの方にはまだお知らせしていないんですけども、アンケートの結果としては、参加者の満足度については大変高いもので、絶対数の答えが少なかったんですけど、満足度とすれば８３％程度ありました。次年度の参加意向についても９２％という事になっておりますので、今後更なる制度の高めたものの部分の調査できればと考えていますども、一応アンケート実施結果については、このような形になっております。

手数料についても先程議員が仰っるとおり、業者側の手数料ということで２．６％程度かかってきています。ただこれについては、導入して半年については無償ということで扱っております。ですからこれから参加頂く業者については、初年度じゃないのでこれからかかりますけれども、これからのキャッシュレスを進めていく際のきっかけづくりとしては、半年程度無償ですので、とりあえずキャッシュレスを導入して頂いて、どのような効果が得られるかというのは各々で１回判断して頂き、町の方としてももう一度アンケートなり、効果について事業者をお話したいと感じております。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

７番、一之谷君。

◎　７　　番（一之谷駿）

恐らく使う側としては、大変満足するものなのかなと思いますけれども、これを使って例えばキャッシュレスポイントが２，０００円もらえる、だから知内町へ来ましょうとか、知内町で買い物しましょうというのがやはり良いのかなと思うんですよね。たまたま広告があまり知られてなくて、町に来たら町にポスター貼ってあったから、それで初めてキャッスレ

スを使ってラッキー２，０００円貰ったというふうになるんだったら、ちょっと違うのかなというのは思いまして、なので広告の仕方、周知の仕方は少し検討した方が良いのかなと思います。

あとは事業者への対応ですね、最初半年間は無料という事なんですけども、継続していくと、その後結構な額に積み重ねてなると思うんですよね。なのでそこに関しての何か対応、今後検討してもらえれば良いのかなと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。広告の件です。広告については確かに議員の仰る通り、外から来た方々とか知内に来て初めて分かるということが昨年ありました。こちらについては商工会、事業者の方とタイアップしながらＳＮＳ等で今やっていますよと広く伝わるような形で、周知していきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

あと、手数料についても今の段階ではそういう声も確かにあります。これについては今回直ぐではないですけれども、次期に向けて検討させて頂ければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

◎　７　　番（一之谷駿）

ありがとうございます。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

今言われたように、町民以外の方も当然ポイントがつくよという形なんですけどもね、３番に本町の位置づけという所で、キャッシュレス化に対応する地域づくり、それとキャッシュレス化対応事業者を２０社から３５社へ拡大する目標だということであります。そこが最大の目標なんだというふうに思っています。

そうなんであれば、別にポイントを還元するっていうのは買い物をお客さんが良いよというだけの話で、事業者に何もメリットが無いんですよね。だから、事業者の方に何かしらの機器を導入する時ものを助成するだとか、そういうことを直接手当した方が早いんじゃないですか。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。先程の機器の導入の関係で、助成ということだったんですけども、今現在二次元コードのポップという事で紙で二次元のＱＲコードを読むと、キャッシュレス化というかキャッシュレスが使えるということで、そちらの機器導入費については、かからない状態になっております。更にキャッシュレス化の導入に向けて事業者のメリットというところなんですけども、もちろん手数料等かかりますけれども、今後知内だけでなく、町外からも来られる方の分を対象に補助金を活用しながら、顧客を増やす、利便性を増やすということが最大のメリットかと考えております。手数料についても決して安いわけではないですけれども、販路の拡大等を含めるとなかなか一個人でキャッシュレスやることは難しいので、こ

うした形で全体で取り組んでいければメリットがあると感じておりますので、ご理解頂ければと思います。

キャッスレス化については、町の方が一方的にではなく今回商工会とも打合せをしながら、町全体キャッシュレス化について同意頂きながら、是非進めていきたいという声も頂いておりますので、手数料についてはちょっと濁すような状態になりますけど、ご理解頂ければと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

キャッスレスの機器導入に関してもですね、カードなんかもありますし、ＱＲコードだけじゃないのでその辺りも進めていかなきゃならないだろうと思うんですよね。教育の関係で教科書や制服を買わなきゃならない、そういう時にやはりカードを使いたいという場面も出てくると思うんです。そういう流れでいくといろいろ機器の導入はあるんだろうなと思います。

それと、いろいろと事業者にちらっと話を聞いてきました。やはり買い物をしてもらうのは全然良いんですけども、ただやっぱり利益が薄い所なんてほぼほぼなんでしょうから、その辺でやはり１％から３％の手数料とられると消費税がだまってそのまま３％増えるのと同じなので、その辺を考えるとやはりメリットがないという所が本音だと思うんですけども、その辺りを聞いています。実際導入するにあたっては、やはり事業者に直接何かしら助成するべきなんだろうというふうに思うんです。もう一度お願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。議員の仰るとおりキャッシュレスの事業者については、合意頂いているこういう時代ですので、キャッシュレス化していかなきゃならないということは十分皆さん、自分も聞いていてわかっています。ただ、手数料については、自分も聞いておりますし、商工会の方でも把握しております。こちらについては今ここでどうするかというのは、なかなか答えが難しいと思いますので、商工会あと事業者ともう１度お話を聞きながら、この制度については改めて考えていきたいと思いますので、ご理解頂ければと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

基本的には、町外からの買い物客を着て頂く、促進するというのが基本です。そうした意味では先程７番議員からあったように、たまたま買い物に来てちょっとチラシを見てラッキーみたいな、それはカウントにならないだろうと思っています。そういう意味では広報を如何にアピールするか、町外から来てもらうには、町外の人達に広くアピールするのが大前提でありますので、ちょっとこれは我々も反省しながら、今回やると決めて頂いた時にはそういうのを強化して頂きたいなというふうに思っております。

ただ事業者負担の軽減、いろんな意味で手数料かかりますので、そういった軽減もどうなんだというというような話ですけれども、われわれとすれば町外から呼び込む、店の活性化

ですから、町内だけで回るんであれば、それ以上の発展もありませんので、ましてこれだけインバウンドとかで函館から松前に観光客がどんどんどんどん増えている状況、知内は残念ながら前年度と大した変わりない数字だったのかなと思いますけれども、そういう意味では通過しているお客さんがいっぱいいるわけですから、そういったお客様にそうした知内がポイント還元やっているよという事になれば、当然ここを選んで買い物をして頂けることもあるだろうと思いますので、そういう意味での事業者の利用客の増加、お客様の増加というか、見込めてくるので、我々とすれば町外からお客さんの呼ぶ、その中でまた事業者もいろいろ考えながら、今年はどうだったのかという反省も踏まえながら、次に展開していくそんなことをさせて頂きたいと思いますので、まず本当に前年度の反省を元に今年度はどんどんどんどんアピールして、そして町内で買い物をして頂く、それにウェイトをしぼりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

関連で６番の言っている事ちょっと似てますけれども、今町長の話の中で去年の反省の元で今年もという事で、これを利用することについては別に問題はないです。利用して頂ければ良いんです。但し、事業者にとって逆に利用されればされるほど、経費がかかってくる。この辺を同じ反省をするなら、これから反省して頂きたい。まずこれが１点。

それと、今日の新聞で発表されましたけれども、知内の観光というか、交流人口が１５万２千人、管内でケツから２番目、あと福島、木古内辺りは７２万５千人。福島で２４万３千人とどう見ても人口が少ない。その中でですね、この観光促進事業、またこれやるのかと前にもこれが出てきた。全然反省が１つも無くて、そして事業費を見れば、実績事業にあわせて、初めて２５０万円の補助金が付くよと、実績がなかったら、町から出てくる２００万円ただ消えてしまう格好になってしまう。中身をいろいろと見ますと５番に書いている事業期間の中でやっていく、果たしてこれが実態に伴う事業なのかということ。もう少し検討すべきだと思うんですが、お尋ねします。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。観光促進事業の関係の方でよろしいでしょうか。そちらについては、今年度実施させていただきたいんですけども、中身については、観光協会の方が過去にもいろいろなかなか上手に動かなかった部分もあるというのは、十分に承知しております。

ただ今回観光協会が主体となってこの事業を行うんですけども、そのなかなか行政の中、あと観光協会の会員の中で、進まなかったところの反省も踏まえて、外部のマッチング、外部の方の力をお借りしながら、この事業を進めていきたいと考えております。事業期間と言ってもプロポーザルということで事業者の方を選定していくので、この期間を設けているんですけども、この期間で全部事業を完了するのではなく、引き続きそのマッチングした事業者にご協力を頂きながら、今後観光協会の自主的な事業、町の資源を活用した事業の部分の考案等をやっていければと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

まず、今の観光協会の実態は、ほとんど町の職員がやっているんでしょ。実態、観光協会っていうのは名前だけでしょ。

まず、ここからよ、始まるの。課長はこの外部の力を借りてなんて言っているけれども、最終的にはこれをどうしたいのよ。この目的をきちんと言わなかったら、この事業ただ２５０万円ただ投げるだけだよ。どういうふうに考えてるの。

◎　議　　長（谷口康之）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

先程のキャッレスで事業者の関係、これは何度も言わせて頂きましたけれども、新たなお客様が来れば売り上げが増えるわけですから、その中で１％から３％くらい、２．８％くらい取られるんだろうと思いますけれども、新たな顧客が買い物して頂ける、その利益から手数料、当然払わなきゃならない、だから我々とすれば、利益を増やすために町外からの客を引き入れる、そのために努力をさせて頂きたいということです。

それと観光促進事業に対しては、今全体の中で道の駅構想もございますし、道の駅自体が今、物産館経営してやっておりますけれども、それが最終的には中心部に移行するという形になってくるんだろうと思いますけれども、その前段としてどう稼ぐか、今の状況であれば、スリーエスの社長もおりますけれども、段々状況は改善されているように思います。店舗も綺麗になっていますし、旗も以前でしたらパタパタ途切れている旗も綺麗にしておりますし、展望台のクモの巣だとか、いろいろ張っている所、果たしてこれがお客様を迎える格好なのかということになれば、随分その点変わってきています。ただそうした状況の中で、更に売り上げを伸ばして新たな道の駅構想に向けて努力する。これは今回の観光協会の若い人達、当時は青年部でしたけれども、その青年部が是非そうした活動に繋げたいという思いを自分も感じて、是非やりましょうということで今回も餃子の売上です、観光協会です。これは観光協会が餃子を作って販売して売り上げた利益の中から、５０万円出すんですよ。そんな今まで観光協会が自分達がやりたいという事業、本気度示したということはなかなか無かったと思います。自分も事業者やっていた時に観光協会に所属させて頂いて、町の言いなりでした。こんな観光協会いらねえだろうと、町の委託でやっているみたいな事業やらないという、それで大喧嘩になったこともありますけれども、そうではない、あくまでも観光協会が観光事業者を発展させるためにするかという事を是非ご理解頂ければと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

最後の最後まで本当に言うつもりなかったんだけども、観光協会の名前でいろいろ活躍しているのは、観光協会青年部、これを観光協会になっている。だけども本当の母体の観光協会は何処にある。青年部は動いているよ。実績もあるよ。けども、本当の観光協会って何処に有るの。町の商工会にあるんでしょ。商工係の所にポツンとある。ここがきちんとしなかったらこれから将来展望出てくる、道の駅でも消防の跡地でもこれら一体の問題を最終的には観光協会の名前がまた出てくる。実体の無い観光協会、名前がまた出てくる。実体の無い

観光協会名前出てきてどうするの。まず先に観光協会をきちんとしましょう。それからの話だ。これ、確かに先程から課長がダーっと読んでいるけど、立派に聞こえる。中身が全く無い、そういう事業だったら初めから辞めましょう。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

我々とすれば、先程一般質問の中で行動するという思いだけです。やらなければこのまま潰れてしまうんだろうし、何かをけしかけていって最終的には皆の夢かもしれませんけれども、そうした事業にまっしぐらで進む、これが第一前提であります。観光協会の事務所、確かに町が兼務しております。そうした意味では今ある道の駅物産館の２階フェイスブックでも随分荒れてます。あのスペースはなんなんだろうという書き方もされているところあります。そこだけ２階というのは有効利用されていない。確かに上がれば展望台として新幹線が見れる空間にはなっていますけれども、現実問題あそこの意識っていうものは低いだろうと思っています。そういう意味ではそこに観光協会の事務所をおいて、役場と取りあえずは連携をしながらやっていくだとか、なんかかんかの方法は出て来るし、やらなければ変わりません。そこは理解して頂きたいと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

３回までの質問しかできませんけれども、一言だけ。きちんと物体が残ることによって、物事がやってくる、原動力になってくるんですよ。これを作らないで原動力ですとなりません。これだけ頭にひとつ入れながら動いて頂きたい。以上。

◎　議　　長（谷口康之）

ここで、暫時休憩をしたいと思います。

再開は２時３０分です。

（休憩　午後２時１７分）

（再開　午後２時３０分）

◎　議　　長（谷口康之）

休憩を取り消し、審議を再開したいと思います。

７款商工費の途中でございましたので、あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、８款土木費に移ります。

質疑ございませんか。

質疑がないようですので、９款消防費の方に移ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、１０款教育費に移ります。

質疑ございませんか。

３番、笠松君。

◎　３　　番（笠松悦子）

説明資料の２０ページに関して、ちょっとお尋ねします。ｅスポーツ、高校魅力化のために待っていましたとばかりに本当に嬉しく思います。

そこで、このいろんなダウンロードをするゲームスタイル、どのような使い方をさせて頂けるのか、お金を取るのか、それともまたこれは高校生、中学生だけで済むのか、こういうのを前にテレビとの情報番組で見ている時に、高齢者の頭の体操のためにもね、凄く利用していることを見てて良いことだなと思っていました。見てたのは、たまたま太鼓の達人をお互い競争していたんですけども、今、公民館の方でやってらっしゃるみらい大学等にも使わせて頂けたら、良い方向に引きこもりなく、また認知症予防にも良いのかなと思いますけれども、そういう使い方をさせて頂くような方向で考えられていらっしゃらないのでしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

教育委員会事務局長。

◎　教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明を致します。今回のｅスポーツ専用のゲーミングパソコンですけども、今回中高生を対象に放課後活動の充実ということで、公民館の方に導入をする予定でおりますけれども、今回ハイスペックなゲーミングＰＣなので、こういった資料にもありますけれども世界的に競技として使われているこういったゲームを中高生にやってもらって、ゆくゆくは高校の魅力化に繋げていきたいと思っているんですが、今の議員さんからのご質問の高齢者のそういう頭の体操みたいな感じでゲームということですけども、前に知内高校のボランティア部、生徒会でもしおさい園に行って簡単なゲーム、テレビゲームみたいなものとか一緒に出来ればなとかっていう話もあったので、その辺は追々高齢者と高校生、中学生、そういった交流の中でゲームで一緒に出来るような体制も学校さんと協議をさせて頂こうと思っております。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

３番、笠松君。

◎　３　　番（笠松悦子）

ありがとうございます。やっぱり今凄く寿命も延びてきていますし、元気な方が増えていますし、私達も高齢者になってきたら、そういう若い方々からいろんなエキスを頂きたいなと思いまして、そういう交流が出来たらなと思いますので、是非実現させて頂ければなと思います。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

７番、一之谷君。

◎　７　　番（一之谷駿）

７番、一之谷です。同じく６３ページ、ゲーミングＰＣの件ですね、説明資料で言うと２０ページですね。現在ｅスポーツですね、凄い注目されていると思います。市場規模も今２００億円に到達しているというふうに言われているんですよね。これは参考なんですけども、プロ野球だと２千億円位、Ｊリーグだと１千億円、Ｂリーグ、バスケットボールも３００億円と、この中でｅスポーツは２００億円ということで、なかなか規模としてはかなり大きくなってきているので、ここはどんどん拡大されていくと思うので、将来性はあるんじゃないかと個人的に思います。全道で見てもｅスポーツを部活にしている学校が、僕が調べた限り２７校しか出てこないと、その中で今知内高校が１つ入ってくるとまたなかなか良い展開に

なってくるんじゃないかなと思います。

その中で何点か質問なんですけども、このＰＣのスペックですね、結構ハイスペックだと思うんですけども、これがどれくらい妥当性があるのか、今後、例えば大会に出たりとかそういう展開になってくると思うんですけども、その中でスペックの妥当性と恐らくチーム戦とかも出てくるはずなんですよね。そうなると２台で足りるのかということ。まずこの２点教えてもらっていいでしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

教育委員会事務局長。

◎　教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明を致します。最初にスペックの関係なんですけども、ゲームをやるにはやっぱり高スペックじゃないと動きですとか、対戦するにあたって支障がでるので、業者の方とも機種の選定については、いろいろとこれからも協議するんですけども、そういうＣＰＵですとかグラフィックボードのゲームを円滑に行える程度のスペックのものは一応導入しようというところで今検討しております。

チーム戦に関してなんですけど、ここの資料に載せている７つのｅスポーツ大会の種目、こちら個人戦のものから最大３名とか、４名だとか、そういう団体競技でやるようなものまであるんですけども、今取りあえず金額的にも２台、トライアル的に入れようという所なので、そこで個人戦若しくは２人で対戦できるものには限られてしまいますけれども、その中で充実度度合いを見ながら、増台の方は検討して参りたいと思っています。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

７番、一之谷君。

◎　７　　番（一之谷駿）

恐らく人気が出ると思うので２台じゃ足りないとか、中学生も対象だと思うので、放課後同じ時間帯になると足りないとかっていうことも出てくると思うんですけども、まずは試験的にやってみるのは良いかと思うんですが、これは教える人がいるのかどうか、あとはやっぱり強い所はコーチを入れるんですよね。そういう所の辺りどうのようにお考えか、いいですか聞いても。

◎　議　　長（谷口康之）

教育委員会事務局長。

◎　教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明を致します。函館の方に道南ｅスポーツ協会という事務局がありまして、そちらの方とは今お話をさせて頂いているんですけども、指導できるような方も毎日ではないですけども、何回かに１回来て頂ければその方にご指導とかさせて頂ければと思っております。

あとゲームのやり方については、多分中高生皆さん大体分かっていらっしゃるのかなと思うんですけど、その中で見ながら状況によっては、そういう指導者、コーチ、そういった方を外部講師として検討していきたいかなと思っております。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

７番、一之谷君。

◎　７　　番（一之谷駿）

ゲームですからね、中高校生凄く好きだと思うので、しっかり管理する人だったりコーチ

をする人でやっぱり練習もしっかりするという所もちゃんとやっていかないとただの遊び場になってしまったら、やっぱりここは良くないのかなと思うんですよね。その辺の管理と指導者に対しては厳しくいった方はいいと思いますので、そこの辺をよろしく頂ければと思います。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

２番、花井君。

◎　２　　番（花井泰子）

２番、花井です。私もこのゲーミングのパソコン、良かったなと思っている１人です。さっきちょっと高校の事務長にも伺ったんですが、私は、高校に１台配置したらどうかなと思ったんですが、指導者がいないというお話もちょっとされていたので、これはさっきの議論にもありましたけれども、他からでも上手に来て頂ければなという思いもあります。知内高校の特色も何とか出していきたいという思いが強くて、なんか気持ち的には飛びついたんですが、だけれども今２台ですよね、高校だけでなくて中学生も□□になればさっきの議論にもあったように少ないのかなという気もするんですが、取りあえず２台で始めて推移を見ながらやって頂ければというふうに思っています。返事はいりません。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

説明資料の１９ページにあたるのかなと思うんですけれども、宮下基金の関係ではなくて、知内高校の魅力化の関係でちょっとご質問させてもらいます。今日も知内高校野球部１０対０でコールドゲームだったと思うんですけども、今トーナメント表を見る限りでは、何とか全道大会に行けそうな組なのかなというふうに思っております。

ここ最近全道大会に出場して全校応援というのが、なかなかやられていない状況だと思うんですね、これは何故かということは恐らくＰＴＡ会費等でお金が無くて、バスも値上げしてますのでね、チャーターできないという経緯があるのかなと思うんですけども、今全道大会に行った時点で１回戦、２回戦、準決勝、決勝となると思うんですけども、どの辺りで全校応援なんか出来るのかなと思っているんですけども、その辺りちょっとお伺い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

教育長。

◎　教 育 長（堂下則昭）

お答えさせて頂きます。野球の全校応援に関しましては、一定の規定がありまして春、夏、秋の新人戦ということがあるんですけども、今、議員仰ったように全校応援するためのバスの手配、それから金額、非常にハードルが高い状況になってきています。その中で平日であれば全校応援、或いは土日になると自主応援という形にはなっていく可能性は高いんですけども、野球部だけが活動しているわけじゃございませんので、今、高文連なんかもこれから大会が入っていきますので、その辺も検討しながら行くんですけれども、極端な事を言いますと例えば夏の大会、地区大会においては決勝戦というような形、或いは全道大会においてはいつ行ったらいいのかなということは高校側ともいろいろ相談しまして、それからさっき仰いましたようにバスのお金、それから手配なんかも考えながら、やれる時期をこれから具体的な話をしていかなければいけないとは思っています。

そこについて今の段階で私の口から、何回戦目で行きますというように規定はございませんので、そういうような目安というものをしっかりと作りながら、やっていければと思っています。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

物価高騰だとかね、人件費も高騰しているということもありまして、バスをチャーターするのがなかなか金額が高いと、それでＰＴＡ会費もほぼほぼ底をついてきているような形になっているのかなと思うんです。前々回ＰＴＡ会長やらせてもらった時に結構あったなって記憶があるんですけども、２回目ＰＴＡ会長やった時には底をついているような状況でした。何でかってなればやっぱり野球部だけじゃないんですけども、そういう他の部活なんかでも使われて底をついてきているんだという事でありました。

ここでですね、バスのチャーター、全校応援をする基準っていうそこまで決めなくても良いんでしょうけども、町長もやはり見に行きたいですよね、決勝とかになればね、準決勝とか行くようになれば、その辺りやはり魅力化の一環としてですよ、全校応援なんかもやはり野球部、プレーしている子ども達全校応援しに来てくれたとなれば、力湧くと思うんですよね。その辺も考えていくと町の方からこういうバスの助成なんかしてもらえると大変助かるなという部分ではあると思うんです。その辺りどうでしょう。

◎　議　　長（谷口康之）

教育長。

◎　教 育 長（堂下則昭）

お答え致します。これまでもその件につきましては町の方でも十分に支援してきておりますので、今後共それに関しては、今高校のＰＴＡの関係にしてもそうですけども、すべきところはこれからも財政と相談していきます。それが高校の魅力化で今全国公募している中でもそこを魅力として使っていますので、そのような形でもって例えば、準決勝、決勝という部分では十分考えていかなければいけないというふうに考えています。

◎　６　　番（山田顕人）

是非ともお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

あと教育委員会関係、よろしいでしょうか。

ないようですので、歳出の質疑を終わりまして、歳入一括質疑を行います。

１０款から２１款までです。

質疑ありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に地方債の補正について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第１号を採決します。
本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第２号　令和７年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

◎　議　　長（谷口康之）
次に日程第１３、議案第２号、『令和７年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について』を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
生活福祉課長。
◎　生活福祉課長（笠松さおり）
議案６５ページです。議案第２号、令和７年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について。
令和７年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正です。第１条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１６万５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億８，４６６万３千円とする。
２項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。
歳出からご説明しますので、議案６９ページをご覧下さい。
６款２項１目保険事業費から１６万５千円を減額し、１，２５６万４千円とするものです。１３節使用料及び賃借料で健康管理システム分の総合行政システム利用料を一括で委託契約とするために減額するものです。
次に歳入です。６８ページにお戻り下さい。４款繰入金、２項１目基金繰入金から１６万５千円を減額し、２，１８３万２千円とするものです。１節基金繰入金で、先程歳出で説明しました総合行政システム利用料の減額に伴い、基金繰入金を減額するものです。説明は以上です。よろしくお願い致します。
◎　議　　長（谷口康之）
説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
歳入歳出一括質疑を許します。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第２号を採決します。
本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第３号　令和７年度知内町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

◎ 議　　長（谷口康之）
次に日程第１４、議案第３号、『令和７年度知内町介護保険特別会計補正予算（第１号）について』を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
生活福祉課長。
◎ 生活福祉課長（笠松さおり）
議案の７０ページになります。議案第３号、令和７年度知内町介護保険特別会計補正予算（第１号）について。
令和７年度知内町介護保険特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正です。第１条、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億２，９６１万４千円とする。
２項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。
歳出からご説明しますので、議案７４ページをご覧下さい。
５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目第１号被保険者保険料還付金に３万円を追加し、３万１千円とするものです。２２節償還金利子及び割引料で令和６年度の介護保険料の還付が必要となったため追加するものです。
次に歳入です。７３ページにお戻り下さい。６款繰入金、１項一般会計繰入金、４目その他一般会計繰入金に３万円を追加し、１，８６４万円とするものです。１節事務費繰入金に先程歳出で説明しました還付金に対応するための追加によるものです。
説明は以上です。よろしくお願い致します。
◎ 議　　長（谷口康之）
説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
歳入歳出一括質疑を許します。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第３号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第４号　地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１５、議案第４号、『地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

議案７５ページをお開き願います。議案第４号、地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正について。

地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

この条例改正は、今年度知内高校の魅力化について協議・検討する知内高校魅力化推進協議会を新たに設置したことから、別表第１号の報酬額及び別表第２号の費用弁償額に新たに知内高校魅力化推進協議会委員を追加するものです。

この魅力化推進協議会では知内高校二間口維持を図るため、各関係団体の方々からの意見や評価等を取り入れ、生徒募集対策の更なる魅力化に繋げていくものであります。

尚、附則と致しまして、この条例は、公布の日から施行し、令和７年６月１日から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第４号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第５号　知内町職員定数条例等の一部改正について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１６、議案第５号、『知内町職員定数条例等の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

議案７６ページをお開き願います。議案第５号、知内町職員定数条例等の一部改正について。知内町職員定数条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

説明資料で説明しますので、総務課の５ページをお開き願います。

今回の改正の理由ですが、令和７年６月３０日付での副町長の退任及び、青少年交流センター涌元棟整備と知内高校二間口確保のための生徒募集等の重点施策を推進するため、統括監の職を新設することとし、知内町職員定数条例では、職員の補職名に統括監を定め、知内町職員の給与に関する条例の別表２級別標準職務表に統括監の職務の級を定める。また、管理職手当の支給の率について、近隣町の例にならい、別に規則で定めることにするものです。

続きまして、改正の内容です。第１条は、知内町職員定数条例の一部改正です。職員の補職名第３条関係に新たに統括監を定めるものです。

第２条は、知内町職員の給与に関する条例の一部改正です。①として別表２の級別標準職務表（第３条関係）に統括監の職務の級を６級に定めるものです。

次のページです。②管理職手当の支給（第１３条関係）の率を現行の給料月額の１００分の１２を乗じて得た額から近隣町の例に倣い、給料の月額の１００分の２０を超えない範囲内で、規則で定める割合を給料月額に乗じて得た額に改める者です。

尚、知内町職員の給与の支給に関する規則第２８条管理職手当の支給の割合について、課長等に支給割合は、現行の１００分の１２から変更はありませんが、統括監の支給割合を新たに１００分の１８と定めることとしております。

最後に施行期日です。この条例は、令和７年７月１日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

８番、野口君。

◎　８　　番（野口久美子）

８番、野口です。

副町長が、退任されるという事なんですが、任期途中で何故退任されるのか知りたいのですが、教えて下さい。

◎　議　　長（谷口康之）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

説明致します。先般もちょっと説明したんですけども、５月２０日に北海道新聞に私のコメントが出ております。それがまず大きな要因ですけれども、その他に町長と職員とですね、共に取り組んできました行財政改善計画、これに取組んできまして町長就任時に２１億円の基金があったんですけども、今現在３７億７千万円までいきました。ということは、この６年間で１７億円増えました。ということで今後の町の財政の見通しが今の所たったな、明るいなという判断をさせて頂いたこと。

それから、自分の体力の衰えを最近感じておりますので、それを含めて今回あと１年８カ月残っていますけれども、退任させて頂きたいという事で町長にお願いをしたところでございます。以上でございます。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

副町長に関しては、西山町政発足以来、ずっと共にやって来られたという事で残り１年半何とか本当はやってもらいたかった部分ではあるんですけども、体力の限界という事で致し方ないのかなと思っています。

説明資料の５ページの方でちょっとお聞かせ願います。全協でもお聞かせ願ったんですけども、副町長の役の代わりで今統括監がという所だと思うんですけども、ここ課長職、課長の仕事と統括監が兼用するようなことになるのかどうなのか、その辺りちょっとお知らせ願います。

◎　議　　長（谷口康之）

暫時休憩致します。

休憩を取り消しまして、副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

私から最後の説明をさせて頂きたいと思います。

実は、私の後任をということで町長も一緒にいろいろ整理したんですけども、なかなか副町長を直ぐという事にはならないだろうという事で、今、町長も探して選任をするための準備はしていますけれども、もう少し時間が必要かなということで整理をさせて頂くという事で、それで統括監という職を新たに設けまして、ですから課長の上にあたりまして、全く別の仕事、私の代行をさせて頂くということで整理をさせて頂きまして、規則の中で副町長の代行も出来るような規則を作ってですね、総括監にお願いをしたいという整理をさせて頂きました。

それで課長職については、課長から昇格という扱いの中で兼務はないということで今の所整理をさせて頂きましたので、よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

兼務が無いという事で仕事が重複するという事はなくなるので、負担が軽減されていくんだろうというふうに思います。

これ、もし仮に副町長次の方が見つかったということになると、この統括監という職務が無くなるのか無くならないのかその辺ちょっとお聞きします。

◎　議　　長（谷口康之）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

基本的にはそのまま統括監という職務は存在するということであります。ただいろいろ人事の中で、必要であれば副町長が選任になったと、そして統括監が課長になる可能性もありますけれども、今の所統括監はそのままということでは、整理させてもらいたいというふうに考えています。

◎　６　　番（山田顕人）

分かりました。

◎　議　　長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第５号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第６号　知内町木質バイオマス事業振興基金条例の一部改正について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１７、議案第６号、『知内町木質バイオマス事業振興基金条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

議案７８ページをご覧下さい。議案第６号、知内町木質バイオマス事業振興基金条例の一部改正について。

知内町木質バイオマス事業振興基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

改正の内容ですが、現在知内町木質バイオマス事業振興基金に積立てることが出来る原資金額は、木造資源貯蔵施設における利益還元金のみとなっております。

今後国から配分される森林環境譲与税についても積立て出来るよう条例に一部を改正するものとなっております。

尚、議案に新旧対照表を載せておりますので、ご参照下さい。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

１番、松井です。１点だけお尋ねしますが今、森林環境譲与税、別に基金として積立てしていますけれども、今度これが無くなるという事の解釈で良いのか。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。今議員が仰っている森林環境譲与税の部分についての基金を積立てさせて頂いております。今年度から環境税の方が皆さんご存じの通り、増額になりまして今まで町の森林に係る整備費等に充当させて頂いているんですけども、その部分についていくらか余裕ができる部分が発生してきます。

その充当の部分の額を今回木質バイオマス施設の方が今後これから多額な費用等かかる見込みがありますので、それに備えて環境税を利用しながら、そちらに積立てていく予定で考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

私の聞いているのは、この森林環境譲与税の基金の科目が無くなるのかっていうこと。そして、実際、木質バイオマス事業振興基金というのは、今までの換元金でずっと積立ててきているわけですね。そこにこの譲与税も一緒に入れたら目的が全く別になる、おかしくなんないべか、ちょっとその辺どうなの。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。議員の仰る通り森林環境譲与税の基金については、そのまま残ります。そちらについては、森林整備の部分、今までホームページ等で公表させて頂いておりますけれども、特に私有林の整備事業の部分、意向調査、林業の修繕等の方に基金を充当させて頂いております。

毎年２，０００万円程度、国の方から交付があるんですけども、今現在知内町では１，５００万円程度の充当になっております。国の方から環境譲与税については、交付した額を使いなさいよと言われているんですけども、なかなか事業の方で全部使い切ることができませんが、今現実です。その手法として、森林バイオマス基金の方の部分に積立てると、そちらの方に充当したことになりますので、その部分の上手く利用しながら、今後バイオマスの部分、施設の部分についても老朽化が見込まれますので、その備えということで積み立て使用していきたいと思っております。

バイオマスの基金については、議員の仰る通り今までの利益、剰余金の部分をそのままずっと積み立てておりまして、今後必要であればそちらの基金を使うことになると思います。

以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

補足します。今指定管理者から１６０万円位の利益を頂いています。これを１０年積み立てても１，６００万円位なんです。ですから今、森林環境譲与税の方の一部を基金に充当してそして将来的な修繕、入れ替えに備えるということですので、そういうことでご理解を頂きたいと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

森林環境譲与税使う時は、町独自の上積み補助金ってあります。この中でずっとやってもらっています。これからずっとあります。このまま残しても何も意味、遜色ないですから。これ残してても良いと思うんですよ、私は。逆にこれが木質バイオマスの方に入ることによって、これから出てくるチップの方の小さな交換する部分、これからこの口座からやりましょうという事で振替しているわけですからね。なんか何のためにやっているか、ちょっと担当者としては面白くない部分もありますから、ただこの譲与税は譲与税としてずっと残して、使い方は森林のためにはどういう使い方でも良いんですから、これは。何もあっちやったりこっちやったりしなくてもいい。そういうことで、再度検討して頂けますか。

◎　議　　長（谷口康之）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

説明しますけれども、再度検討という事であればしますけれども、指定管理者の負担を軽減するという事もこの中に含めてあるということだけは理解して下さい。

◎　議　　長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第６号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第７号　知内町木質バイオマス事業振興基金条例の一部改正について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１８、議案第７号、『知内町生活改善センター条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

議案７９ページをお開き願います。議案第７号、知内町生活改善センター条例の一部改正について。

知内町生活改善センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

補正予算の方でも説明させて頂きました湯ノ里地区の生活改善センターについては、建設から約５０年程経過し、老朽化が進んでおり、また今年４月から旧湯ノ里小学校の一部を新たに湯ノ里町内会館として利用していることから、解体工事費等の予算計上と併せて今回の条例改正において、第２条の湯の里地区の生活改善センターの住所を削るとともに、他地区の生活改善センターの住所の表示を修正するものです。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上です。よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第７号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第８号　青少年交流センター涌元棟改修建築主体工事請負契約の締結について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１９、議案第８号、『青少年交流センター涌元棟改修建築主体工事請負契約の締結について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

議案８０ページをお開き願います。議案第８号、青少年交流センター涌元棟改修建築主体工事請負契約の締結について。

知内町工事請負条例第２条第２項の規定に基づき、指名競争入札に付した青少年交流セン

ター涌元棟改修建築主体工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

記、１、契約の目的、青少年交流センター涌元棟改修建築主体工事。２、契約の方法、指名競争入札。３、契約金額、３億３６０万円。４、契約の相手方、齊藤建設・高木組特定建設工事共同企業体。代表者、函館市田家町１５番１２号、齊藤建設株式会社、代表取締役、齊藤大介。５、工期、契約の日から令和８年２月２０日まで。

詳細につきましては説明資料で説明したいと思いますので、総務課の７ページをお開き願います。上から１番目になります。

工事名、青少年交流センター涌元棟改修建築主体工事。工事概要、建築主体工事で主として、屋上防水、建具、内装、浴室及び屋内練習場の改修工事です。入札年月日は、令和７年６月１１日。仮契約金額、仮契約相手、指名業者については記載の通りです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します、

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第８号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第９号　青少年交流センター涌元棟改修電気設備工事請負契約の締結について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第２０、議案第９号、『青少年交流センター涌元棟改修電気設備工事請負契約の締結について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

議案８１ページをお開き願います。議案第９号、青少年交流センター涌元棟改修電気設備工事請負契約の締結について。

知内町工事請負条例第２条第２項の規定に基づき、指名競争入札に付した青少年交流センター涌元棟改修電気設備工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求

める。

記１、契約の目的、青少年交流センター涌元棟改修電気設備工事。２、契約の方法、指名競争入札。３、契約金額、１億１，３３０万円。４、契約の相手方、大倉電気・繁田電工特定建設工事共同企業体。代表者、函館市本通２丁目５５番５号、大倉電気株式会社、代表取締役、大倉直。５、工期、契約の日から令和８年２月２０日まで。

詳細につきましては説明資料で説明したいと思いますので、総務課の７ページをお開き願います。上から２つ目になります。

工事名、青少年交流センター涌元棟改修電気設備工事。工事概要、電気設備工事で主として受変電、幹線・動力、電灯及び火災報知の設備改修工事です。入札年月日は、令和７年６月１１日。仮契約金額、仮契約相手、指名業者については記載のとおりです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第９号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第１０号　青少年交流センター涌元棟改修機械設備工事請負契約の締結について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第２１、議案第１０号、『青少年交流センター涌元棟改修機械設備工事請負契約の締結について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

議案８２ページをお開き願います。議案第１０号、青少年交流センター涌元棟改修機械設備工事請負契約の締結について。

知内町工事請負条例第２条第２項の規定に基づき、指名競争入札に付した青少年交流センター涌元棟改修機械設備工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

記１、契約の目的、青少年交流センター涌元棟改修機械設備工事。２、契約の方法、指名競

争入札。３、契約金額、１億９，５２５万円。４、契約の相手方、池田煖房・岡田商会特定建設工事共同企業体。代表者、函館市昭和２丁目３７番１８号、池田煖房工業株式会社函館支店、理事支店長、杉本辰。５、工期、契約の日から令和８年２月２０日まで。

詳細につきましては説明資料で説明したいと思いますので、総務課の７ページをお開き願います。上から３つ目になります。

工事名、青少年交流センター涌元棟改修機械設備工事。工事概要、機械設備工事で主として冷暖房、給排水、衛生及び厨房の設備改修工事です。入札年月日は、令和７年６月１１日。仮契約金額、仮契約相手、指名業者については記載のとおりです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１０号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第１１号　スポーツセンター長寿命化改修建築主体工事請負契約の締結について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第２２、議案第１１号、『スポーツセンター長寿命化改修建築主体工事請負契約の締結について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

議案８３ページをお開き願います。議案第１１号、スポーツセンター長寿命化改修建築主体工事請負契約の締結について。

知内町工事請負条例第２条第２項の規定に基づき、指名競争入札に付したスポーツセンター長寿命化改修建築主体工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

記１、契約の目的、スポーツセンター長寿命化改修建築主体工事。２、契約の方法、指名競争入札。３、契約金額、１億７，６００万円。４、契約の相手方、函館市田家町１５番１２号、齊藤建設株式会社、代表取締役、齊藤大介。５、工期、契約の日から令和７年１２月１９

日まで。

詳細につきましては説明資料で説明したいと思いますので、総務課の７ページをお開き願います。上から４つ目になります。

工事名、スポーツセンター長寿命化改修建築主体工事。工事概要、建築主体工事で主として外壁塗装、屋根・屋上防水、アリーナ床下地改修・張替、身障者用トイレの改修工事です。入札年月日は、令和７年６月１１日。仮契約金額、仮契約相手、指名業者については記載のとおりです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１１号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第１２号　スポーツセンター長寿命化改修機械設備工事請負契約の締結について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第２３、議案第１２号、『スポーツセンター長寿命化改修機械設備工事請負契約の締結について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

議案８４ページをお開き願います。議案第１２号、スポーツセンター長寿命化改修機械設備工事請負契約の締結について。

知内町工事請負条例第２条第２項の規定に基づき、指名競争入札に付したスポーツセンター長寿命化改修機械設備工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

記１、契約の目的、スポーツセンター長寿命化改修機械設備工事。２、契約の方法、指名競争入札。３、契約金額、１億１，１７２万７千円。４、契約の相手方、川股設備工業・岡田商会特定建設工事共同企業体、代表者、函館市桔梗町６９５番地５、株式会社川股設備工業、代表取締役、川股幸徳。５、工期、契約の日から令和７年１２月１９日まで。

詳細につきましては説明資料で説明したいと思いますので、総務課の７ページをお開き願います。上から５つ目です。

工事名、スポーツセンター長寿命化改修機械設備工事。工事概要、機械設備工事で主として温水暖房ヒーター更新及び配管改修工事です。入札年月日は、令和７年６月１１日。仮契約金額、仮契約相手、指名業者については記載のとおりです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１２号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第１３号　知内町大型バスの購入について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第２４、議案第１３号、『知内町大型バスの購入について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

議案８５ページをお開き願います。議案第１３号、知内町大型バスの購入について。

次のとおり大型バスを購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求める。

記１、品名、大型バス（寒冷地仕様、各種付属品を含む）。２、購入価格３，２８９万円。３、購入先、北斗市清水川１４２番地の５、北海道いすゞ自動車株式会社函館市支店、支店長、吉田博志。４、納期、契約の日から令和８年３月３１日まで。

詳細につきましては。説明資料で説明したいと思いますので、教育委員会の２１ページをお開き願います。

事業名、大型バス購入事業。事業概要は、バス（２８人乗り以上）の購入で寒冷地仕様、各種付属品としてスタッドレスタイヤ一式、ドライブレコーダー等を含むとしています。

入札年月日は令和７年６月１１日、仮契約金額、仮契約相手は記載のとおりです。

尚、開札の結果、指名業者６社のうち、辞退４社、無効１社となったことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の規定により随意契約の形としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１３号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　同意第１号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第２５、同意第１号、『固定資産評価審査委員会委員の選任について』同意を求める件を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

同意第１号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。６月３０日の任期満了に伴い、固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。住所、生年月日につきましては記載のとおりでありますので、お名前のみご提案のさせて頂きますので、よろしくお願い致します。

１人目は、中山毅氏であります。再任で３期目となります。２人目は、中島邦博氏であります。再任で２期目となります。３人目は、永田吉雄氏であります。新任となります。永田氏は長年、知内町役場に勤務され固定資産税の担当も歴任し、土地の評価等に精通していることから、選任させて頂きたいと思います。任期については、７月１日から３年間であります。

ご同意頂きますよう、よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようであります。

人事案件ですので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、討論を省略します。

これから、同意第１号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は１人ずつ諮るものとして、起立により行います。

まず最初に、中山毅氏の選任についてお諮りします。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、本件は同意することに決定致しました。

次に、中島邦博氏の選任についてお諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、本件は同意することに決定致しました。

次に、永田吉雄氏の選任についてお諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、本件は同意することに決定致しました。

●　選挙第１号　知内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第２６、選挙第１号、『知内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について』を行います。

本件について、事務局長より朗読させます。

◎　議会事務局長（上野真吾）

議案の８７ページをお開き願います。選挙第１号、知内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について。

令和７年６月２７日をもって任期満了となる知内町選挙管理委員会委員及び補充員について、地方自治法第１８２条第１項及び第２項の規定により選挙する。

令和７年６月２３日提出。知内町議会議長、谷口康之。

記１、選挙すべき委員の数、４名。２，選挙すべき補充員の数、４名。以上でございます。

◎　議　　長（谷口康之）

朗読が終わりましたので、選挙の方法についてお諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩致します。
休憩を取り消しまして、再開したいと思います。
選挙管理委員には、橋本政勝氏、村上キク子氏、荒木周子氏、城地秀樹氏の以上の方を指名します。
お諮り致します。初めに、橋本政勝氏を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、橋本政勝氏は選挙管理委員に当選されました。
お諮り致します。次に、村上キク子氏を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、村上キク子氏は選挙管理委員に当選されました。
お諮り致します。次に、荒木周子氏を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、荒木周子氏は選挙管理委員に当選されました。
お諮り致します。次に、城地秀樹氏を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、城地秀樹氏は選挙管理委員に当選されました。
次に、選挙管理委員補充員には、竹内功氏、替地輝一氏、杉本真弓氏、歸山千恵氏、以上の方を指名します。
お諮り致します。初めに、竹内功氏を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、竹内功氏は選挙管理委員補充員に当選されました。
お諮り致します。次に、替地輝一氏を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、替地輝一氏は選挙管理委員補充員に当選されました。
お諮り致します。次に、杉本真弓氏を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、杉本真弓氏は選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮り致します。次に、歸山千恵氏を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、歸山千恵氏は選挙管理委員補充員に当選されました。
次に、補充員の順序について、お諮りします。

補充員の順序は、只今議長が指名した順序にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は只今議長が指名した順序に決定いたしました。

●　意見書案第１号　令和７年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第２７、意見書案第１号、『令和７年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、野口久美子君。

◎　７　　番（野口久美子）

意見書案第１号、令和７年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和７年６月２３日提出。提出議員、野口久美子。賛成議員、花井泰子、五十嵐捷爾、山田顕人、一之谷駿、各議員。

令和７年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

北海道最低賃金の引き上げは、日本国憲法２５条に定められている「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としていることから、人間らしく暮らすための下限額として最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、２０２４年に引き上げた５０円で、道内の常用労働者２１６万人(内パート労働者６４．７万人)の内、６０万人弱の労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第２条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

政府は２０２０年代に全国平均１，５００円を目指すこととしており、中小・零細事業者への支援を同時に進め、大幅引き上げに向けた環境整備が必要です。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和７年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記　１、賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること。

２、設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額「時間額１，１２６円」を下回らない水準に改善すること。

３、賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、

最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年６月２３日。北海道上磯郡知内町議会議長、谷口康之。

提出先、北海道労働局、北海道地方最低賃金審議会。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「異議なし」の声多数）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第１号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　意見書案第２号　地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第２８、意見書案第２号、『地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、山田顕人君。

◎　６　　番（山田顕人）

意見書案第２号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和７年６月２３日提出。提出議員、山田顕人。賛成議員、松井盛泰、花井泰子、笠松悦子、五十嵐捷爾、吉田峰一、一之谷駿、野口久美子、木村一、議員です。

朗読に代えさせてもらいます。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、ＤＸの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極

的な財源確保が求められます。

このため、２０２６年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記　１、社会保障の充実、地域活性化、自治体ＤＸ、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

２、地域医療を確保するため、公立病院を含めた医療機関への財政支援と必要な財源を確保すること。

３、子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

４、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

５、政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

６、「地方創生推進費」として確保されている１兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

７、会計年度任用職員においては今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

８、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。

９、自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体ＤＸにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

１０、地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

１１、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

１２、自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年６月２３日。北海道上磯郡知内町議会議長、谷口康之。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画）。

以上でございます。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く出席議員全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第２号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　意見書案第３号　義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１/２への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第２９、意見書案第３号、『義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１/２への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、笠松悦子君。

◎　３　　番（笠松悦子）

意見書案第３号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１/２への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和７年６月２３日提出。提出議員、笠松悦子。賛成議員、松井盛泰、花井泰子、五十嵐捷爾、吉田峰一、山田顕人、一之谷駿、野口久美子、木村一、各議員であります。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１/２への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書 。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が２００６年に１/２から１/３に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を１/２へと復元することが重要です。

子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善するこ

とによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において３５人以下学級が実現することとなり、２６年度からは中学校引き下げられる方針が示されていますが、高校については依然として「検討」にとどまっています。

今年度の文部科学省予算では、小学校の教科担任制および３５人学級実現等の教職員定数改善が５，８２７人であるのに対し、自然減などにより８，８０３人の減少となっており、実質的な教職員増とはなっていません。早急に「３０人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

２４年１２月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で１３．６６％（７人に１人）、北海道においては全国で８番目に高い１７．５９％（５．７人に１人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

また、「高等学校等における就学支援金」の所得制限は撤廃されたものの「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度を拡大させていく必要があります。

さらに、小・中学校の不登校が１１年連続で増加し、過去最高を記録しています。その一因として、この間の学習指導要領が改訂の度に内容が難しくなるとともに、教科書の頁数が増え子どもたちの負担になっていることが指摘されています。子どもたちの負担を軽減し、学校をゆたかな学びの場とするためには、学習指導要領の内容精選および標準授業時数精選をはかり「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善をはかる必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率１/２への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「３０人以下学級」の実現など、学校がゆたかな学びの場となるよう、以下の項目について地方自治法第９９条にもとづき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。

記　1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を１/２に復元されるよう要請します。

２、　給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。

３、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充をはかるよう要請します。

４、小中高「３０人以下学級」の早期実現にむけて、学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「３５人以下学級」拡大を求めます。また、増加し続ける不登校やいじめ、自死など子どもたちの解決すべき問題を改善するため教職員定数改善や加配教員増員をはかるとともに、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかるよう要請します。

５、子どもたちのゆたかな学びを保障するため、学習指導要領の内容精選および標準授業時数精選をはかり「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善をはかるよう要請します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年６月２３日。北海道上磯郡知内町議会議長、谷口康之。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）。

以上であります。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く出席議員全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第３号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　意見書案第４号　道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第３０、意見書案第４号、道教委『これからの高校づくりに関する指針』（改定版）を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、五十嵐捷爾君。

◎　４　　番（五十嵐捷爾）

意見書案第４号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和７年６月２３日提出。提出議員、五十嵐捷爾。賛成議員、松井盛泰、花井泰子、笠松悦子、吉田峰一、山田顕人、一之谷駿、野口久美子、木村一、各議員であります。

道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書。

道教委は、２０２３年３月に「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」（以下、「指針（改定版）」）を策定し、「公立高等学校配置計画」をすすめてきました。毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合、間口削減を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が５５市町村（２５年４月現在）あり、高校数が昨年度より３校減りました。

「指針（改定版）」には、「１学年４～８学級」とした学校規模の基準明示が削除となったものの、「５月１日現在の第１学年の在籍者数が２年連続で２０人未満」「地域連携校等で５月１日現在の第１学年の在籍者数が２年連続で１０人未満」とした配置の基本的な考え方によ

り、２７年度高校配置計画において南茅部高校の募集停止が公表されるなど、今後も高校数が減少していく見通しです。また、２５年度から所得制限のない公立高校授業料の実質無償化が始まり、２６年度からは加算額が引き上げられることで私立高校授業料も実質無償化となる見通しです。国に先行して既に私立高校の無償化を実施している自治体では、中学受験の過熱化や公立校の定員割れとそれにともなう統廃合、私立高校の授業料値上げが結果として生じており、北海道においても同様の現象が起こる懸念があります。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や昼食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力をしています。しかし、本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。また、各地域や学校の特色あるとりくみにより新入学生が増加しても既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されておらず、また、募集停止決定後、在校生の退学や転校がすすむなど、このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業者数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

記 1、 道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。

２、すべての道内公立高校の学級定員を３０人以下に引き下げること。

３、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の５年間の年限を撤廃すること。

４、障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高等教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年６月２３日。北海道上磯郡知内町議会議長、谷口康之。

提出先、北海道知事、北海道教育委員会教育長。

以上でございます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く出席議員全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第４号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第５号　消費税を緊急に引き下げることを求める意見書の提出について

◎ 議　　長（谷口康之）

次に日程第３１、意見書案第５号、『消費税を緊急に引き下げることを求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、花井泰子君。

◎ ２　　番（花井泰子）

意見書案第５号、消費税を緊急に引き下げることを求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和７年６月２３日提出。提出議員、花井泰子。賛成議員、議長を除く全議員でございます。

消費税を緊急に引き下げることを求める意見書。

物価高騰が続き、国民の暮らしと営業に深刻な影響を与えています。本道の消費者物価指数［令和７年３月］は令和２年を基準とした場合に１１３．１となっています。とりわけ、食料品が１２６．４、光熱･水道が１２４．０など、日々の生活に欠かせない費目で高騰していることは、道民の暮らしに大変深刻な影響を与えています。

消費税は、どれだけ生活に困窮していても負担する過酷な税金です。消費税は住民税や所得税と比較した場合、年収７００万以下の中間所得層を含めて、最も重い税負担となっています。貧困と格差が拡大する中で、所得の低い人ほど負担が重い消費税を減税し、税制のゆがみを正すことは、人々の暮らしや中小企業の営業及び雇用を守るという点からも重要です。世界では、新型コロナ危機以降、日本の消費税に当たる付加価値税を減税した国と地域は１１０に上っており、物価高騰から国民の暮らしと営業を守るための有効な対策として実施されています。

この間、日本国内においても報道各社の世論調査では、何らかの形で消費税の減税を求める声が多数になっています。いまこそ日本も減税に向けて踏み出すことが求められています。

よって、政府は国民の暮らしを守るために、緊急に消費税の減税を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年６月２３日。北海道上磯郡知内町議会議長、谷口康之。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣。

以上でございます。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く出席議員全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第５号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　意見書案第６号　戦後８０周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を表明することを求める意見書の提出について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第３２、意見書案第６号、『戦後８０周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を表明することを求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、花井泰子君。

◎　２　　番（花井泰子）

意見書案第６号、戦後８０周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を表明することを求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和７年６月２３日提出。提出議員、花井泰子。賛成議員、議長を除く全議員であります。

戦後８０周年にあたり歴史の教訓に向き合い、 平和な世界に向けた立場を表明することを求める意見書。

政府は戦後５０年、６０年、７０年の節目に閣議決定を経た首相談話を発表してきました。５０年の村山談話では『植民地支配と侵略』について「痛切な反省」と「心からのおわび」を表明し、６０年の小泉談話でも基本的にその姿勢が踏襲されました。７０年の安倍談話では「反省とおわび」などを使いながらも、「未来志向」を強調する内容となりました。

戦後８０周年を前に、昨年、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者のみなさんが被爆の実相と核兵器の非人道性を語り広げてきたことが、核兵器の使用をタブーとする世論を築いてきたことによるものです。

いま、世界では軍事的な緊張の高まりがある一方で、ＡＳＥＡＮ（東南アジア諸国連合）にみられるように軍事的対立ではなく、包摂的な平和構想によって緊張を緩和する平和の潮流も生まれています。

戦後８０周年の節目となる今年、政府においては戦争の歴史の教訓に真摯に向き合い、再び戦争の惨禍が起こることのないように、包摂と対話による平和な世界へ貢献する意思を表明することを求めるものです。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年６月２３日。北海道上磯郡知内町議会議長、谷口康之。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣。
以上でございます。よろしくお願い致します。
◎　議　　長（谷口康之）
説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く出席議員全員であります。
よって、質疑、討論を省略し、採決致します。
これから、意見書案第６号を採決します。
本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第７号　安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政支援を求める意見書の提出について

◎　議　　長（谷口康之）
次に日程第３３、意見書案第７号、『安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政支援を求める意見書の提出について』を議題とします。
本案について、提出議員の説明を求めます。
提出議員、吉田峰一君。
◎　５　　番（吉田峰一）
意見書案第７号、安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政支援を求める意見書の提出について。
地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。
令和７年６月２３日提出。提出議員、吉田峰一。賛成議員、松井盛泰、花井泰子、笠松悦子、五十嵐捷爾、山田顕人、一之谷駿、野口久美子、木村一、各議員です。
安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政支援を求める意見書。
地方においては、人口減少が激しいうえ、昨今の急激な人件費の増加、エネルギー等光熱水費及び食材料や資材価格の高騰なども相まって、現在の医療機関、とりわけ公立病院を取り巻く環境は非常に厳しいものがある。特に、これらの高騰によって、国が定める診療報酬等により経営を行う医療機関に大きな影響が出ていることも事実である。
また、地域を守るためには、安定的な医療の確保は必要不可欠でありますが、診療報酬は全国一律であるのに対し、かかる費用、とりわけ医師をはじめ医療従事者の確保に要する費用は地域差があり、現在財政支援はあるものの、これですべて補うことは困難であることから、小規模自治体にとっては多大な負担となっている状況にある。
これらの状況の下、他の一般の分野では、価格転嫁という手法も取られるところであるが、公定価格により運営する医療機関は、その上昇分を価格に転嫁することができないため、賃上げと物価高騰、さらには日進月歩する技術革新への対応等も踏まえた適正な診療報酬の設定が必要である。
よって、国においては、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう診療報酬のあり方をは

じめ、地方財政措置の拡充、さらには、国による臨時的な補助制度の創設も含め、公立病院等への財政支援について、戦略的かつ継続的に対処するよう次の事項について強く要望する。

記 1、賃上げ並びにエネルギー、原材料及び資材価格の高騰に対する支援。

２、医師をはじめとする医療従事者の確保に対する支援。

３、地域の診療体制の維持に対する支援。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年６月２３日。 北海道上磯郡知内町議会議長、谷口康之。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、財務大臣、国務大臣（経済再生担当）。

以上です。

◎ 議　　長（谷口康之）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く出席議員全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第７号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第８号　ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について

◎ 議　　長（谷口康之）

次に日程第３４、意見書案第８号、『ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、木村一君。

◎ ９　　番（木村　一）

意見書案第８号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和７年６月２３日提出。提出議員、木村一。賛成議員、松井盛泰、花井泰子、笠松悦子、五十嵐捷爾、吉田峰一、山田顕人、一之谷駿、野口久美子、各議員であります。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ４分の１を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道は、２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けて、

伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記１、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮に向けて、新たに策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。

２、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ＩＣＴ等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成･確保などに必要な支援を充実･強化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年６月２３日。北海道上磯郡知内町議会議長、谷口康之。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。以上であります。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く出席議員全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第８号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● **意見書案第９号**　適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書の提出について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第３５、意見書案第９号、『適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、一之谷駿君。

◎　７　　番（一之谷駿）

意見書案第９号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書の提

出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和７年６月２３日提出。提出議員、一之谷駿。賛成議員、議長を除く全議員となっております。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書。

一昨年１０月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。

この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができない。そのため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値下げや取引の打切りを求められることが懸念されていた。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告・納付が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなった。

制度導入にあたっては、インボイス発行事業者になった場合には３年間が納税額を軽減するなどの税制措置や、税務署での相談体制の構築などの事業者支援措置が講じられてきたが、本町議会では、昨年７月、制度の円滑な導入のため、支援策の一層の強化や、問題が生じた場合の制度見直すことなどを求める意見書を提出した。

制度導入から２年が経過したが、小規模事業者などからは、減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっており、インボイスに係る経理事務が過大な負担になっているとの訴えも噴出している。さらに、本町議会が要求した負担軽減策も不十分であり、事業活動への深刻な影響は決して看過できるものではない。

また、エネルギー価格や原材料費等の高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度に係る負担を小規模事業者等に求めることができる状況ではない。

インボイス導入後の小規模事業者等の苦境や昨今の経営をとりまく環境に鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や町内の経済の活性化の重要性を考えると、今やインボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

また、電子帳簿保存法によって、契約書などの電子データを一定の形態で保存する等を義務付ける電子帳簿当保存制度は、特に小規模事業者からは事務があまりにも煩雑で、事業活動に支障が生じかねないとの声が上がっている。

よって、国においては、インボイス制度等の事業者に過度な負担を与える制度を早急に廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

令和７年６月２３日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、谷口康之。

提出先は以下となっております。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く出席議員全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第９号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上９件の意見書案について提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案はこのように取り扱うことに決定致しました。

● 議長発議　議長閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議　　長（谷口康之）

次に日程第３６、議長発議、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出席することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議　　長（谷口康之）

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

尚、６月３０日をもって大野副町長が退任されることになっております。登壇の上、ご挨拶頂きたいと思います。

大野副町長、お願い致します。

◎ 副 町 長（大野　樹）

お疲れのところ、貴重な時間を頂きましてありがとうございます。

議員皆様のご指導、ご支援のお陰で６年４カ月、副町長を務めさせて頂きました。

６月３０日で退任することになりました。

退任するにあたっては、北海道新聞の記事にもコメントしましてけれども、今後のまちづくりにつきまして、重要な案件でありました知内消防署新築移転の関係、それからウニ種苗センターの新築建て替え、そして、青少年交流センター涌元棟の各事業の目途が立ち、補助金も確定しました。そんなことから、本日の議会でも消防署の実施設計の予算も通して頂きましたので、一応目途がついたということを私なりに判断致しました。

それに、先程も話をしました基金の取り扱いについては、町長と２人で取り組んできまして、３７億７千万円ということで、今後の財政の見通しも明るいものと判断しております。

今、若い職員達もそれぞれ頑張っております。ふるさと納税等で一生懸命取り組んでおります。私も５月で７２歳になりまして、今後の自分の体力を考えて区切りとさせて頂きたいというふうに考えております。

今後については、今まで兼務しておりました株式会社スリーエスの代表ですけれども、非常勤ですけれども、暫くの間続けていきたいというふうに考えておりますので、また知内町のまちづくりのために協力ができるのかなと思っていますので、微力でもありますが続けていきたいと思っていますので、よろしくお願いを致します。

簡単ですが、お礼の挨拶とさせて頂きたいと思います。今日はどうもありがとうございます。

◎　議　　長（谷口康之）

大野副町長には、知内町発展のためにご尽力いただいたことに敬意を表し、感謝申し上げるところであります。

今後は新たな道を歩まれると思いますが、今後ともご壮健で活躍されることをご祈念申し上げます。

本当にありがとうございました。

それでは、これで本日の会議を閉じます。

令和７年第２回知内町議会定例会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

（　閉会　午後４時４０分　）